

令和3年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年6月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月15日午前9時4分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田                      勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪                      和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長                      島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長                      末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾                      充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      大 辻 孝 司</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                      西 谷 英 輝</p> <p>主                      幹                      高 橋 恭 世</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて （令和3年度平群町一般会計補正予算（第 1号）について）</p> <p>議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例について</p>

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>議案第33号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第34号 令和3年度平群町一般会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第35号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について</p> <p>議案第36号 平群町旧中央公民館解体撤去工事の変更請負契約の締結について</p> <p>同意第4号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第5号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p> <p>同意第6号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p>
<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>1番 岩崎真滋      3番 山本隆史</p>

令和 3 年 第 5 回 ( 6 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 3 年 6 月 1 5 日 ( 火 )

午前 9 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2   |           | 会期の決定について  |
| 日程第 3   |           | 諸般の報告  |
| 日程第 4   | 承認第 5 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) について) |
| 日程第 5   | 議案第 3 2 号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 6   | 議案第 3 3 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 7   | 議案第 3 4 号 | 令和 3 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) について                        |
| 日程第 8   | 議案第 3 5 号 | 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について                               |
| 日程第 9   | 議案第 3 6 号 | 平群町旧中央公民館解体撤去工事の変更請負契約の締結について                            |
| 日程第 1 0 | 同意第 4 号   | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて                                  |
| 日程第 1 1 | 同意第 5 号   | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて                                  |
| 日程第 1 2 | 同意第 6 号   | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて                                  |
| 日程第 1 3 | 発議第 4 号   | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                               |

開 会 （午前 9 時 0 4 分）

○議 長

それでは皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

6月に入り、平群の里のあちらこちらで田植が始まり、初夏の田園風景が見られる季節となってまいりました。本日は、令和3年第5回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

政府は、東京、大阪など9都道府県に発令中の緊急事態宣言を6月20日までに延長するなど、現在、10都道府県に緊急事態宣言が出され、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今なお収束が見通せない状況が続いております。奈良県におきましても、毎日感染者が出ており、県内の感染拡大防止を図るため、奈良県緊急対処措置も6月20日まで延長されました。平群町におきましても107名の感染者の報告があります。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために努めてまいります。

次に、ワクチン接種の状況でございますが、ワクチン接種を希望される高齢者の皆様全員に集団接種を受けていただけることとなり、5月22日に案内はがきを送付いたしました。5月15日から、プリズムへぐりにおきまして、集団によるワクチン接種を開始いたしました。6月4日から6月11日の平日には奈良県の研修医の派遣による集団接種を行いました。また、町内での五つの医療機関においても、順次個別接種も行っていただいております。接種状況につきましては、高齢者への1回目の接種につきましては、6月13日現在、81.2%となっております。64歳以下の一般接種につきましては、6月18日を目途に接種券の発送を行っていく予定です。詳細につきましては、諸般の報告で担当部長より説明をさせていただきます。住民の健康と安心を守るため、円滑なワクチン接種に向けて、引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルス収束への道はいまだ厳しい状況ですが、改めまして、医療現場、ワクチン接種の対応などに献身的な対応を頂いております医師、看護

師をはじめとする全ての医療従事者の皆様に重ねて感謝を申し上げます。

次に、令和2年度決算状況について御報告申し上げます。

5月末の令和2年度の出納閉鎖の結果、令和2年度一般会計の決算は、実質収支で約2億600万円の黒字決算となりました。実質単年度収支は約3,900万円の黒字決算となりました。特別会計、水道会計、下水道会計についてですが、各会計とも実質収支は黒字か収支同額となりました。介護保険特別会計では、実質収支は1,205万円の黒字決算でしたが、実質単年度収支は約2,400万円の赤字決算となりました。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところでございます。

さて、本定例会では、承認案件では、生駒郡4町で実施しますPCR検査の費用と、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を一般会計補正予算として専決処分とさせていただきます。議案としましては、条例の一部改正が2件、一般会計補正予算、起債に係る許可申請、工事の変更請負契約の締結、同意案件3件、合計9件の審議をお願いいたしております。

いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番、岩崎議員、3番、山本議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月25日までの11日間といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの11日間と決定をいたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

6月15日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月16日（水） 文教厚生委員会 午前10時より

6月22日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月23日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月25日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（下中一郎）

それでは、報告させていただきます。

去る5月27日木曜日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第5回定例会の議会運営についてであります。なお、本年度の先進地視察実施について協議をいたしましたところ、新型コロナウイルスの動向を踏まえて、当分の間、様子を見て判断することに決定をいたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、報告をさせていただきます。

令和3年度一般会計予算の予備費の執行状況について御報告申し上げます。

今回は、6月7日に1件の予備費の充用を行っております。

内容でございます。はなさとこども園において、5月24日の大雨により、2階にあるゼロ歳児園児室の天井から雨漏りが発生し、緊急に修繕工事が必要であったため、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費、14節の工事請負費の維持補修工事に40万円を充用いたしております。

この結果、予備費の当初予算額1,368万円に対しまして、令和3年度の予備費充用額は40万円でございますので、執行率として2.9%、残額については1,328万ということでございます。

以上でございます。

○議長

次に、新型コロナワクチン接種状況について、当局より報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、新型コロナワクチンの接種状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、この接種事業につきましては、各議員の皆様方の御高配を賜りまして、本当に厚く御礼を申し上げますところでございます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナワクチン接種状況について御報告申し上げます。

まず、1点目でございます。ワクチン接種の申込み状況についてでございます。

ワクチン接種に際しましては、65歳以上の方への接種クーポン券を4月の20日に送付をいたしました。受付日といたしまして、4月の27、28日に申込みを受けたところでございます。予約の受付の優先順位といたしましては、まず、感染リスクの高い75歳以上の方より優先的に予約の申込みを受付を行ったところでございます。

次に、5月の17、18には、予約の対象年齢を65歳以上とし、申込みの受付を行ったところでございます。それぞれ各日の申込み状況につきましては、下段の表にまとめております。日計のところ、この4日間でお申込みを頂いた方、5,829名となっております。65歳以上の方が、この接種事業の対象日、3月1日でございますが、7,061名いらっしゃいましたので、申込みの率ということでは、82.6%の方が申込みを頂いたことになってございます。

続いて、接種者の決定についてでございますが、今申し上げましたように、

多くの方からの申込みが予想されたことから、混雑や密集を避けるために、先着順ではなく抽せんとしたしました。抽せんとして接種者を決めていったようなところがございます。また、この申込者でございますが、申込みいただいた方、人数を精査いたしますと、電話、インターネットの両方で申込みいただいた方、また医療機関での接種を希望され、キャンセルされた方が467名ございました。それで、集団接種を希望された方はこの時点で5,362名というふうになってございます。現時点では、1日当たりの接種者数を増やす、また先ほど町長の御挨拶にもございましたが、奈良県の研修医派遣による支援事業により、5月の18日までにお申込みいただきました65歳以上の方全員に、5月22日付で、接種の日程を記載をいたしました案内のほうを送付をしておりますところがございます。併せて、まだ65歳以上の方でも申込みされておられない方、いらっしゃいますので、集団接種を希望される方の申込みも引き続き行っておるところでございます。

2点目の集団接種についてでございます。

まず、集団接種ということで、会場をプリズムへぐりといたしまして、5月の15日土曜日よりワクチン接種を開始しております。接種については、土曜日と日曜日に行っております。5月の接種者数につきましては900名でございます。6月5日の土曜日からは、第1回目の接種をされた方、2回目の接種の方ということで、土曜日、日曜日合わせて540名の接種を行うこととしております。併せて、奈良県の研修医派遣による支援事業によりまして、6月4日から11日までの間で1回目の接種を、6月25日から7月2日までの間で2回目の接種を、まだ少し先でございますので、実施予定をしておるところでございます。これで、1日600人、3,600人のワクチン接種を行うというふうなところがございます。

次に、65歳以上の方の接種状況といたしまして、6月13日の時点で、7,061名中、2回の接種を終えられた方が717名、1回目の接種を終えられた方が5,734名となっており、現時点で、希望された65歳以上のワクチン接種につきましては、7月の18日の日曜日でございますが、この日をめどに完了する予定となっております。今後、基礎疾患のある方や医療・介護従事者の方、60歳から65歳未満の方、それ以外の方への接種が始まりますことから、来年2月までの間、集団接種については、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、町内の9か所の高齢者施設につきましては、各施設におきまして接種体制を整えていただき、5月の6日から順次ワクチンの接種を実施していただいております。予定では、6月の17日に完了の予定となっております。



次に、3点目の個別接種についてでございます。

新型コロナワクチンを全ての町民の方に、より早く接種していただくためには、集団接種だけではなく、各医療機関における個別接種を促進していくことが不可欠であります。そのために、生駒地区医師会並びに町内の医療機関に対して協力を依頼し、円滑な個別接種が可能となるように取組を進めてまいりました。その結果、町内の五つの医療機関で予約、接種が可能になり、5月の末より個別接種が始まりました。個別の医療機関での接種の案内につきましては、町広報紙6月号に掲載をしており、町民の皆様への周知を行っておるところでございます。

今の1、2、3の接種につきまして、全体の接種状況ということで、下段の表にまとめてございます。令和3年6月13日時点、65歳以上の方が7,061名いらっしゃるということで、それぞれ集団接種、高齢者施設、医療機関ということで、5,734名の方が接種を頂きまして、1回目の接種率につきましては81.2%となっております。

次に、4点目でございますが、基礎疾患のある方、介護従事者、60から65歳未満の方、それ以外の方への接種についてでございます。

今申し上げましたように、65歳以上の方のワクチン接種につきましてはおおむね完了の運びとなりましたが、今後、基礎疾患のある方、介護従事者の方、60歳から65歳未満の方、それ以外の方への接種が必要となってまいります。今回の接種につきましては、接種日の時点で平群町に住民票を有する16歳以上の方が対象となります。対象者数につきましては、括弧書きで記載をいたしております9,569名の方になります。この対象者の方に、6月18日をめどに接種券をお送りする予定でございます。今回の接種につきましては、国が定めた接種順位によりまして、記載のとおり、①から④の順位を優先して行います。具体的には、7月の下旬よりこの方たちの接種ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今回の予約方法についてでございますが、接種券に同封させていただいております集団接種予約はがきまたはインターネットでの予約ということで、はがきで御予約を頂く、インターネットで御予約を頂くというふうな予約の体制を取っております。ですので、今回より、お電話で予約をしていただく必要はないというふうなことで考えております。

最後になりましたが、5点目でございます。町民の皆様への周知というところでございます。

来年2月までの長期間にわたる接種事業になることから、集団接種の予約日や接種日時などの周知、また個別接種の医療機関に関する情報などにつきまして

て、接種方法に関する御案内については、町広報紙やホームページ、また、各自治会の回覧等により、できるだけ丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。山口議員。

○7 番

単純なことをまず聞くけど、65歳以上、3月1日現在としてるけど、クーポンを送った数はこれより多いわけやろう。来年の3月31日までに65歳以上になる人やから、ちょっとその辺は正確にしないと駄目なんじゃないかな。要するに、どれだけの人数が行ったかという。いや、実際にそうでしょう。だから町長にも行ってるわけでしょう。うちの奥さんもそうですけど。だから、その数で言ってくれないと、正確な数字出ないでしょう。それでいくと、また次に、64歳以下の人の数もこれ変わってくる、16歳までの数も変わってくると思うから、ちょっとその辺、正確にしてほしいのと、それから、今後7月から64歳以下が始まるということなんですけど、ここには個別接種、各医院での接種のことが今全く説明なかったんやけど、その辺はもう既に当然、今、65歳以上の人については町内の医院でやられてるということなんですけども、その辺はどうなるのか、そこもちょっと、もう決まってるならちょっと説明していただけますか。

これちょっと、全部、今言った数字、本来クーポンを送った数でいくべきやから、それは書き直して、ちょっと議会中に作り直してほしいと思いますが、その点もどうですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

この接種事業についてでございますが、基本、国の考え方といたしましては、2月中、今年度2月までに全ての接種を終えるということになってございまして、対象者がそれぞれ、その2月時点で65歳であったりとか16歳であったりとかいうふうな年齢要件を、いわゆる俗に我々の年度ではなく、3月から2月というふうな一つのくくりをしておりますので、その中での、その2月までの接種対象者、その要件年齢に達せられる接種対象者ということで、俗に言う町民の方の検索、拾い出しを行った上でクーポン券を送っておるというふう

な状況でございます。

2点目の各医院での接種状況というところでございますが、6月の広報紙でどの時点でということで、どの医療機関がどういうふうな形で接種をされているということを御案内申し上げてるところでございます。これはあくまで町内の医療機関の情報ということで、町内の医療機関、町内の先生方との協議の中でということでございますので、正直申し上げまして、他の市町村の医院の状況というのが、正直我々、今のところ、つかみ切れてないところもございますので、そこにつきましては、どういう形で整理ができるのか、ちょっとまだ非常に不明瞭なところもございますので、そこは、何かの形で町民の方に情報提供できるような機会があれば対応してまいりたいというふうには考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

いやいや、だから数をね、今の答弁やったら分からへんやんか。それは2月まででも構へんけども、クーポンを送った数でないと正確な率とか出ないわけでしょうという話してるわけや。別に何も今年の3月31日の人数で分母にするのはおかしいでしょうという話をしてるんであってね。だって、クーポン券、4月に送った数というのは分かってるわけでしょう。それが来年2月って言うたけど、僕が聞いてたのは3月31日、年度内に65歳になる人全員に送ったというふうに聞いてたんですけど、2月までなら2月まででもええけども、じゃあその人数を前の資料では書いてあったわけですよ。いつもらったか忘れたけど、書いてあったのは書いてあったのよ。だから、それでいかないと、だって64歳の人も、まだ65になってない人も既に打ってるんだもん。だから、そういうふうにしてほしいということと、それともう今月送るんでしょう、クーポン券を。そしたら、そこに書くのに、もう集団接種しかないということで、今の話やったら、今の段階では書くしかないということならないでええけども、また途中から個別接種もいけますよということにね。これ、順番に予約取っていくということやから、1、2、3、4とあってね、4の一番普通、普通って何も基礎疾患もなければ介護にもついてないと、そういう人たちについてはもっと遅れて来るわけやから、その頃には個別接種ができるようになってるかもわからへんし、その辺もちょっと書いてあげないと、クーポン券は早う来てるけど、順番書いてあるけど、集団接種がないんかどうかというのは、そこも分からないと、今の話ではね。その辺をちょっとちゃんとしてほしいと。今分からないなら分からないと。分かり次第、周知しますということですからそれでええんですけど、その二つね、その二つに答えてほしい。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

クーポン券を送らせていただいた数字、以前議会のほうにもお出しさせていただいた数字、ちょっとすみません、その部分について、私今、数字把握しておりませんので、先ほど申し上げました対象者の方ということで、7, 061であるとか9, 569という数字を申し上げましたが、そこともう一度精査はさせていただきます。違いがあるようでしたら、また御報告申し上げたいと存じます。

64歳以下の案内を送らさしていただくときの個別という部分でございますが、当然、64歳以下の接種券をお送りさせていただくときにも、集団で受けられますか、個別で受けられますかというふうなことでの、一つの接種の選択肢ということで記載はさせていただいております。ですので、64歳以下の方でも、今申し上げました町内の医療機関で接種できるところもございますので、そういう情報につきましては、同封しておりますリーフレットの中で病院名等を記載をさせていただいて御案内させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○8 番

予算のときにちょっとお願いしようと思ってたんですけども、ある住民の方から、自治会に入ってないと。今、御説明ではですね、町広報とか自治会回覧で周知徹底を図るということだったんですけども、その方いわくですね、きちんと税金も払ってるのに、何ら連絡が入らないと。クーポン券を送られて分かると思うんですけども、私もちょっと分からないんですけども、いい方法を見つけていただかないと、落ちこぼれと言うたら表現はよくないんですけども、そういう周知が図れない方が、コロナのこの感染は非常に重要事項ですので、いい方法を考えていただきたい。それはお願いですけども、私もちょっとどういう方法があるかというのは分かりませんが、ぜひとも、自治会に入っておられない方の周知方法について、これだけじゃなく、今後こういうことが発生する可能性があると思いますので、一度御検討をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長

御答弁要りますか。

○ 8 番

答弁要りません、要りません。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

まずね、集団接種、これいろいろ、第1回目の表を見させていただいて、81.2%、この数字についてはね、非常に、町長はじめ担当者並びに関係者、多くの平群町の職員がプリズムに行って、私もちょっと見ましたけども、一生懸命接しておられる姿、これは私は感銘しました。本当にいろいろ、いろんな御意見持っておられると思いますが、私はね、感謝を申し上げたいということで、今挙手をいたしたわけですが、今後、またより一層事故のないように、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに、町長、また関係職員さん、また平群町全体の職員さん、よろしくお願ひを申し上げます。私は感謝と今後のお願ひだけここで発言しておきます。よろしくお願ひします。

○ 議 長

恐れ入りますが、お声を上げて言っただけですでしょうか。稲月議員。

○ 5 番

今、馬本議員のほうからもおっしゃいましたように、このワクチン接種については、本当に職員一同、皆さんが力を合わせて、本当に、担当の部署の方たちはもちろんのこと、本当に御努力いただいたということは感謝をさせていただいております。私も何度か見に行かしてもらって、住民さんたちの声も聞かしてもらったんですけども、本当に頑張っていたなというのはありがたいというふうに思っております。

それと、1点、4のところですね。今後の65歳未満の方たちの接種について、クーポンを発行するということですが、基礎疾患のある方、介護従事者ということで書かれているんですけども、障がい者の施設、グループホームも大空がやっておられますし、大空のような作業所というか、正式名はちょっと忘れたんですけども、作業所など数か所ありますし、放課後デイをやっておられるところもあります。以前にも私、申し上げましたけれども、障がい者の方たちというのは、なかなか感染防止の理解をしていただくことというのは、非常に介護のところでも共通なんですけども、あるわけで、その辺では、特にやっぱり予防していくということでは大切な職場であると思います。その辺もぜひここに特記をしていただいて、優先的というか、少しでも早い順番で接種ができるようなことをしていただきたいというふうに思っています。

それともう一つ、これも以前に申し上げたんですけども、手話通訳者の方、

これもマスクができないというような状況で、濃厚接触、皆さんがかかっておられるわけじゃないんですけど、人との接触がかなり密になるというところ辺で、非常に不安を持っておられるということも申し上げたと思うんですけども、そういったお仕事なりボランティアの活動をされている方たちなんかも特筆していただきたいなというふうに思います。答弁してください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、現時点で、6月18日ということで一つのめどにしておりますが、65歳未満の方に接種券を送付させていただき予定でございます。今日述べさせていただきましたのは、1から4まで、基礎疾患の方、また介護施設等で従事されておられる方、64歳から60歳の方ということで、一定国の指針に基づきまして、一定の優先順位というところでございます。ただ、今議員お述べいただきました方たち、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれているような方たちでございますが、各自治体におきましても、それぞれ、やはりこういう職種の方については優先順位をということで接種をされておられるところもございますので、ちょっとその辺につきましても、まだ私どもといたしましても、今65歳以上の方の接種、またそれ以下の方の接種の準備ということで対応しているところで、なかなかそこまできめの細かい対応というのができ切れてないというのが現状でございます。今、議員のほうから頂きました御意見賜りまして、今後ちょっと接種の対応も含めて考えてまいりたいと思っております。ちょっと、こういった形でどれだけの方が集団接種をされる、個別接種に行かれるというのがまだ全然見えてないような状況でございますので、その辺も踏まえて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長

ほか。植田議員。

○6番

今、稲月議員のほうからもあったんですが、私も、それに加えて、やっぱり保育の関係のところはぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

それとね、ここに書かれてる、今回の接種は平群町に住民票を有するという形になってるんですけども、当然平群町の各施設で、平群町、ここで書かれてるように介護従事者となれば、町外の方でも勤務をされているという状況があると思うんですけども、そういう方たちも対象になってくるんですか。この住民票があるということを書かれてたら、その方たちはその対象ではないという

ふうに考えてしまいがちなんですけれども、現在、5月の初めから、町内の介護施設については、そこに従事をされている方たちの接種もやられたんですけども、この場合は、町外でもその対象として接種ができているのかどうか、ごめんなさい、この点についてもちょっとお聞きをしておきたいと思いますし、今後どういうふうな形にしていくのか。先ほど質問させてもらった、町外であってもそういう従事の方が平群町におられる場合は対象となるのかどうか。よろしくをお願いします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町内の高齢者施設で従事されておられる方ということでございます。接種状況の中で、町内9か所の高齢者施設の状況ということで御説明申し上げたところでございます。ここにつきましては、当然入所されておられる方が、全てが全て町内の方ではございませんので、まず、入所者につきましても、町内外問わず接種のほうは行ってきたというところでございます。また、介護従事者につきましても、あくまでこれは施設単位の一つのくくりということでございましたので、介護従事者の方に、その施設で従事されておられる方についても、当然町内の方ばかりとは限りませんので、そういう方についても接種を行ってきたというところでございます。

今後につきましては、全て、もうどこの市町村もそんなにタイムラグがないような形で、全ての方に接種券が行き渡るというふうを考えておりますし、これから65歳未満の方につきましては、それぞれの施設のくくりでございませんで、各個人個人がどういうふうな形で接種をされるのかというふうになってまいりますので、そこは、住民票を置いておられる市町村の優先順位に従ってそれぞれの方が接種をされるというふうに、まず理解はしておるところでございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

全国的に、それぞれの自治体がこれから広がっていくということで、できるだけそういうタイムラグがないような形で受けれる状態をつくっていただきたいし、先ほど言ったように、とりわけ密着を必要とする職種につかれている方々の接種がやっぱり早く進むように、平群町としても力を注いでいただきたいというふうに思います。

それともう1点、個別接種もこれから広がっていくというふうには思われるんですけれども、平群町でも5医療機関が個別接種の対応をしていただいているという状況なんですけれども、個別接種って最初的时候は、基本的にはかかりつけ医という状況の中で、安心して受けてもらえるという状況が、あると思うんですけれども、私自身はかかりつけ医は王寺の先生なんですよね。接種券が来ても、安心して受けようと思ったらかかりつけ医で受けたいんですけども、私の場合はやっぱり平群町の、個別接種の場合はそこで受けるという形になるのか、今後、もう少し広がっていくような状況というのがあるのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの植田議員さんの御質問でございます。

町内の個別接種につきましては、今、五つの医院ということで、それぞれかかりつけ並びにそうでない方も接種いただけるという形で、各先生方、病院のほうとも協議をさせていただいているところでございます。町外にかかりつけの先生がいらっしゃる方というの、相当数、町民の方にはいらっしゃるというふうに思っております。そこは、いわゆる予防接種、今回のこのコロナワクチンの接種の基本的なガイドラインといいますか、考え方では、そういった方についても、かかりつけ医、お医者さんの判断によることも相当ございますので、今議員から御質問いただいたこと、一般の町民さんからも御質問いただいた場合なんですけども、接種券はもう既にお送りさせていただいておりますということでありましたら、一度そちらのほうの先生に御相談というのをよく申し上げます。当然、町外でかかりつけの先生がいらっしゃるということは、何がしかの基礎疾患であったりとか、慢性的な病気をお持ちの方が大半かなというふうに思っておりますので、そういった方につきましては、かかりつけの先生の指導の下、どこで接種できるかというのはよくあるケースでありますので、そういう御質問を頂いたら、1度お医者さんに御相談くださいというふうな回答はさせていただいているところでございます。

○議長

山田議員。

○9番

4番のところちょっと確認をしたい。

先ほど稲月議員も質問があったんですけどね、これまでの集団接種と個別接種の中で、スムーズに進みましたというのは、65歳以上というくくりがあっ



て個別接種もスムーズに進んだと思うんですけど、今の話のこの4番の流れの中では、1から4の順に優先順位をつけるということなんですけど、集団接種の場合は行政側でその判断が、いつから1から2に移行して、2から3にいつ移行するということが判断できるでしょうけど、個別接種の場合は、各医院での判断となってくるとですね、いつからいつまでが①の方で、いつからいつまでが②ということの指示をしないと混乱を招くのではないかなと思うんです。各お医者さんの判断となってくるとですね、④の方が、もうあそこの病院行ったら打てるよ、集団接種では無理ですよ。今まで、65歳以上のほうが人数的にも少なかったんで、周知案内も打つ時期もスムーズだったのでそういう混乱はなかったと思うんですが、今後混乱を招く可能性があると思うんですけど、その点はどうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、先ほどの御質問、ちょっと私のほうの言葉不足で申し訳ございませんでした。それぞれお医者さんの判断というふうに先ほどの植田議員の御質問の中で申し上げましたのは、例えば、かかりつけのお医者さんが町内にいらっしゃる、その方にずっと見ていただいております町民の方がいらっしゃる、その方の接種はどうなんだという部分での御説明でして、すみません、ちょっと言葉足らずなところがございまして。今、山田議員に御質問いただきました、今回、基礎疾患のある方、介護従事者、60から65歳未満の方についてでございますが、特に基礎疾患がある方とかいう部分については、どこでどう判断をするのかというふうな御質問かなというふうに理解しております。そこはもう、正直申し上げまして、基礎疾患があるなしについては、当然今回、接種の御案内を出させていただくときに、基礎疾患とは何ぞやということで、簡単な御案内をつけさせていただいておりますが、基本的にはそれぞれの方の自己申告になりますので、私は基礎疾患がある、集団で受けたいというふうな申出がございましたら、それはそれで個人の方の申請ということで、そこで優先順位をつけていくというふうな形になるかと。介護従事の方につきましても、私は介護従事者ですということで、返信用のはがきの中でひとつ意思表示していただきましたら、そういう形での対応ということになるところでございます。あくまでも自己申告というふうな対応になってございます。

○議長

山田議員。

○ 9 番

いや、そんなこと言ってるんじゃないんです。これの今の文章の流れでいくとね、集団接種の場合は、行政が①から④で、あなたは①ですよ、あなたは②ですよと申告を受けても判断できますが、個別接種の場合は、お医者さんが判断するんであれば、例えば7月頭から65歳未満の第1回目がスタートしたとするじゃないですか。スタートした時点でもう④の人が個別接種でいけるんですかという話ですよ。そうすると、65歳未満が全てもう、個別接種であれば接種してもらえるのかということです。優先順位関係ないじゃないですかということになって、個別接種であれば。集団接種は行政が判断できるけども、個別接種は、いつから④の方、打っていいんですかという判断が個々のお医者さんの判断であれば、こんな順番ないのと同じじゃないですかということ言ってるわけですよ。個別接種の場合ですよ。そうすると、混乱を招く可能性がありますよと言ってるわけですよ。その辺はどう考えられていますかということです。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員お述べのとおり、基本的には、集団というのは、一定町の関与性も高いような接種手法でございますので、個人さんからの自己申告とはいえ、一定の采配といいますか、基準というのはつくれるのかな、順番はつくれるのかなというふうなことでございますが、まず、集団ではなしに個別接種で受けると言われた方につきましては、正直、町のほうとしましても、どういう状況で、どこの病院でどんな疾患があつてみたいなところまで把握できるような仕掛けといいますか、システムになってございませぬので、そこは個人の方が病院に行かれて、どういうふうな自身の接種の状況を申し上げられて受けられるというふうになりますので、ちょっとそこはなかなか行政としても、個別の医院で受けられる方の優先順位までは、少し今の現時点では順位をつけられないというのが現状でございます。

○ 議 長

山田議員。

○ 9 番

ちょっとすみません、僕の質問が悪いか分からんけど、クーポン券が届いた時点で、そしたら個別接種では、もう届いた人は、全ての方がお医者さんの判断でワクチン接種していただけるということいいんですよね。優先順位は個

別接種と関係ないということですよね。基礎疾患とか関係ないんですよ。ここにある④の方というのは全ての方ですから、全ての方が、クーポン券が届いた時点で個別接種であれば受けれるという、そういう理解であればそれでいいんですよ。混乱を招くというのは、殺到するんじゃないかなということだけなんですね、個別接種のほうにね。集団接種のほうは多くの方が受けれるのに、そうやって①②③と優先順位を区切っていくが、個別接種のほうは全ての方が受けれる。そうすると、そちらのほうに住民の方が殺到して混乱を招くのではないかという危惧をただけなんです。そこは整理せんでいいんかなということだけです。基礎疾患関係ないんです。だから、届いた時点で全ての方が、もう個別接種であれば受けることが可能だという理解でいいんですね。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

少し私の説明も言葉不足なところで大変恐縮でございます。申し訳ございません。

基本的には、今おっしゃっていただいたとおり、町のほうから接種券を送ります。私は集団には行かない、個別で接種をするということで御希望された方は、町のほうにははがきは返ってきませんので、個別の対応ということで、行政のほうは判断をしますと。次に、それぞれそしたら個別の医療機関に行かれたときの優先順位ということなんですけども、当然今申し上げました基礎疾患のある方、介護従事者の方、60から65歳未満の方というのは、こういうふうな優先順位をつけていって接種をするものだというのは、当然それぞれの医院の先生方も御承知いただいております。そこはこういうふうにして接種をすべきものやというのは、お医者さんたちは知っておられるということはまず一つあると。その上で、その病院に行かれた接種希望の方に対してどういう判断をされるかというのがひとつ病院のことなのかなと。

当然、病院におきましても、基礎疾患の方なり、またそういう方は優先してやってくださいというふうなアナウンスは当然行政のほうからもします。ただ、そこから先の部分につきましては、なかなか個人のかかりつけの先生と個人の方との状況になってくるかと思っておりますので、なかなかそこはちょっと町としても、どうなんだというのは言いがたいところは正直でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

付け足し、付け足しになってしまうんですが、今植田議員のおっしゃったように、保育関係と言われましたけども、さらにやっぱり教育関係ですね、特に接触が多い子ども、保育、幼稚園の担任の先生であったり、小学校もそうですよね。小学校も、低学年だったらトイレの介助から食事までしますから、その担任の先生、これは町外の方も多いんですが、やはりそこは、平群町で働いているということで優先していただきたいなど。中学校もそうですね。あと、学童保育。これだけじゃなく、もちろん一般の方となればかしのき荘に勤めておられる方とかも含めてですね、そういう人と接する、私としては、この4の順番で言うと、介護従事者レベルのところはこの教育関係は置いてほしいなと思います。これはあくまでも要望ですので、よろしくお願いいたします。

○議 長

御答弁よろしいですか。

○4 番

はい。

○議 長

下中議員。

○11 番

5番の件でちょっと少しお伺いいたします。

長丁場ということですねけども、先ほど馬本議員からありましたように、事故のないようにというのが願っているところですが、初めは緊張しているので、何とかうまくいっているところですけども、これ、だらだらとなっていくとその緊張もほぐれて、やっぱりいろんなことが起こると思いますので、その辺の注意点、何かあればよろしくお願ひしたいと思います。

それとね、いろんな情報が錯綜してくるということも考えられますので、正確な情報をできるだけきちっと丁寧に伝えるということが大事ですので、その点について、いかがお考えですか、よろしくお願ひいたします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

下中議員の御質問でございます。

いろいろと接種につきましては御高配賜りましたこと、まず申し上げます。

当然事故のないようにということで、御心配を頂いておるところでございますが、やっぱりこういうふうな接種事故というのは、今現在におきましても、マスコミの報道等でもいろいろとこういうことがあったということで取り沙汰されておるような状況でございます。町におきましても、これは人命に関わる

ことでございますので、あつてはならないことやというふうな認識の下、接種については細心の注意を払って、また様々、複数の人間がそれぞれチェックをしていって、その接種までするというふうなことで、今対応してるわけでございます。ここにつきましては、もう何と申しますか、本当に注意してやるということしか申し上げにくいところでございますが、そこについては、細心の注意を払って、今後の接種に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

町民の方に対しての正確な情報ということでございます。基本的には、この接種につきましては、国の一定の指針などがございます。それは、接種券をお送りさせていただくときに、いろんな刊行物、またリーフレットという形でお送りもさせていただいております。とりわけやっぱり今、接種後の副反応とかということで、御心配いただく方も接種会場で多々おいでになりますので、そういう方につきましては、接種後、簡単なものなんですけども、リーフレットを持っていただいて、何かあったらここに電話してくださいというふうな対応も常々行っておるところでございます。いずれにいたしましても、そういった部分については細心の注意を払って取り組んでまいっていきたいというふうに考えております。

○議 長

下中議員。

○11番

いろいろと申し上げましたけれども、きっちりとよろしくお願いいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。長良議員。

○2番

この新型コロナワクチン接種、本当に役場の方、皆さん御努力されているのを何度か行かしていただきまして感じております。どうもありがとうございます。

部長に質問したいんですけれども、今回、2回接種が原則ですので、1回来ていただいて、次もう1回来ると。今、山田議員もいろんな、若い年齢に入っていたときに、国の施策が、このまま順当に2回接種のワクチンでどんどんいくと、来年の2月までずっと2回接種が原則なのか。逆に、僕が新聞で読ましてもらったのは、1回接種で終わるワクチンも出てきたと。このときには、若い子は1回のワクチンで終わるんじゃないかなというのを新聞で読まさせていただきました。こんだけ2回接種でクーポン配って、ちゃんときっちり数字を追ってね、取りこぼしのないように、住民の皆さんにケアされてるのは、重々

僕、皆さん方の御苦勞、自分なりにも感知させていただいてるところなんですけれども、行政、国民の皆さん、平群町の皆さんに喜んでもらうように、皆さん、創意工夫してる中に、時期が来て、どんどん進めば、1回接種のワクチンを使うというときももし来るならば、我々議会議員に、先にいろんな形で、変化が生じたときに常に御報告いただければ、山田議員や馬本議員のようにね、やっぱりいろんな情報、森田議員もそうなんです、こうやって聞こえてこない人もいてる中でね、やはり1万8,000人の町民を預かる行政として、皆さんくまなく、こうやってやってる、努力してるんやという成果を分かるためにも、ぜひとも、刻々と進む変化あるものについては、できれば早めに教えていただければ、我々議員、家の周り、町民の方々と接する中でね、今こんな状況やでと教えてあげれると思いますんで、申し訳ないですけども、刻々と進む変化があれば、御報告願うことを僕はお願いしたいと。どうぞよろしくお願ひします。

もう別に答弁、あったらお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点でという部分で、私もちょっとそういうふうな医学的な知見は持ち合わせてないもので、非常に恐縮なんですけども、現時点では、今のワクチンでは2回接種というのが原則になってございますので、当然、今後クーポン、接種券を送らせていただく方につきましても、2回が原則ですよということでアナウンスのほうはさせていただく予定はしております。こういうものってやはり日進月歩の世界でございますので、特に医学、またこの病気についてはということで理解しておりますので、当然何か、新しいワクチンであったりとか、新しい接種方法であったりとかいうのが出た時点では、当然私どものほうの接種体制にも大きな影響を及ぼすこととございますし、また、それに伴いまして、実際に受けていただく住民の方への周知というのも当然必要になってまいりますので、そういうことも含めて、何か大きな、今議員おっしゃっていただいたように、新しいワクチンで1回で済むようなみたいな、そういう状況なりが出ましたら、その部分につきましては議会のほうにも御報告申し上げまして、状況報告を併せてさせていただくところとございますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

ほかに質疑ございませんか。稲月議員。

○ 5 番

すみません、何度も。

1点ちょっと聞いておきたいんですけども、かなり重い病気をお持ちの方で、在宅の方、1件ちょっと遭遇をしたもので、聞かしてほしいんですけども、そういう在宅で、その方は、気管切開をして人工呼吸器の装着をされてると。しかしながら、在宅での看護、それと介護、両方やっておられるんですけども、その方を接種に連れていくということで段取りをしたという、もうその方については、もう多分行かれてると思うんですけどね、高齢者でね。非常に大変な思いをして、車の段取り、それに関わる人の段取りね、それをして連れていかれてるんだろうというふうに思ったんですけども、往診で対応するというようなことがなかなかしてくれないということで、先生とも相談をしたけれども、それは無理やということで言われたということで、非常な思いをされてそういう段取りをされてたんでね。今報道、テレビなんか見ていると、何件か、広域で、1日に、あれって6人分か7人分ですよ、1本を開けると。それを、順次10本ずつとかいう具合で何とかやりくりをして訪問で接種をするというようなことをやってるところもあるというふうな報道もこの間見てますのでね、そのようなことの相談は、町のほうに今現在あるのかないのかというのが一つですね。

それと、ある場合ね、やっぱりそういうことも医療機関と御相談していただいてね、何とかそれ、そんな人まで連れていかなあかんのかというのがあるんでね、訪問で対処できるような方法というのを、やっぱりそれは行政が関わって広域でやっていかへんかったら、一医療機関だけで解決できないというふうに思いますので、その辺ちょっとお聞かせください。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

ただいまの稲月議員の御質問でございます。

確かに、おっしゃっていただいている状況というのは、多分恐らくテレビの報道等で、私もそういうのをニュースで見た覚えがございます。1人の先生がシリンジに薬を充填されて、それを持って各家を回られる。それも、時間帯を決めてやられるというのは、そういうふうな医療機関があるというのは承知しております。ただ、今回うちの自治体がやっておりますのは集団接種ということでございますので、あくまで集団ということですので、一つの接種会場を決めて、そこにお越しいただくというのが大原則になってございます。なかなか、いわゆる在宅医療に関わってというのは、行政単独ではできないような業務で

ございますので、そこにつきましては、いろいろと住民の方の御意見も頂いているところでございます。今のところ、何かどうしたらいいというふうな答えは持ち合わせてないんですけども、今おっしゃられたように、かかりつけの先生に御相談いただいて、何か対応ができるようなことがあれば、今後の一つの検討課題として考えていきたいというのが現時点での答えかなというふうになってございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

部長、今そう言ったけど、ちょっと県に相談したらいいんじゃない。だって、奈良県全体で、それは平群だけじゃないからね。そういう場合どうするか、県単位で考えてやってもらったほうがいいわけでしょう。そんな、今は持ち合わせてないとか、それはええけど、そういうことこそ広域行政が大事になってくるんでね。それを県に相談したらどうですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

今おっしゃっていただきましたように、いろんな方面でいろんな知見を借りるというのは非常にいいことだと思いますので、一定そういう部分につきましては、また県であるとかお医者様等に御意見を賜りながら、一つの考え方にしたいなというふうには考えております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

そのように、ぜひ広域で考えていただいて、ちょっとでもやっぱり救っていくというのをやってほしいというふうに思うんですけども、今現在そういうケースでお困り事の声が町のほうに届いてるかどうか、そういうのがあるかどうかもちよっとお聞きしたんですけど、その辺ではどうなんでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今のような事例は聞いてはおりませんが、各医院個別の先生で往診に行っ



おられる方がおられます。その方は往診で対応しているというところで聞いております。

以上です。

○議長

稲月議員。

○5番

往診で対応しておられるということは、往診で接種をするということで対応していただいているということですか。ちょっと分からなかったんで。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

おっしゃるとおりで、今までかかりつけの方を往診で見られてたと。その方を在宅で接種しているということでございます。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、次に、令和2年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

10時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時05分)

再 開 (午前10時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度平群町一般会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸議員。

○4番

ちょっとお聞きしたいんですが、このPCR検査センターですね、ちょっと私も今回の一般質問にも少し絡んでおりました、これPCR検査センター、4町によるということなのですが、具体的にどのような方が受けれるのでしょうか。チャンスがある方ですね。郡山保健所との関係性といいますか、この辺、お答えをお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

検査の対象者でございますが、郡内医療機関及び保健所からPCR検査が必要だという紹介のあった方で、ドライブスルー方式を採用しておりますので、車で来場できる方となっております。

○議長

井戸議員。

○4番

全協でしたっけ、かなり数が少ないということだったんですけども、これ、ちょっと絞り過ぎなんじゃないかと。お医者さんがどこまでなんですけど、あんまり言い過ぎると一般質問の中身がなくなっちゃうのであれなんですけど、検査センターで医師でいけたわけですので、聞いたかったのは、さらにここで例えばですけども、固定費は必ずかかると思うんですけども、もし分かればいいんですけど、1人増えれば、どれぐらいのコストがアップするのか。1人当たりというよりも、1人増えればですね。固定費を除いて、今60人だったとすれば、これが61人になった場合、プラスアルファでどれぐらいかかるかというのをちょっと教えてほしいです。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみませんが、詳しい情報というものは持っておりませんので、また改めて聞いてみたいと思います。

○議長

稲月議員。

○5番

井戸議員の質問されたことに引き続いて、PCR検査のセンターのことでPCR検査のことで若干聞かせてほしいんですけども、この休日救急診療所にPCR検査ができるセンター、一旦休止をしていたのを再開するという点については非常に結構なことだというふうに思いますし、大きく評価をしたいなというふうに思ってるんですけども、先ほど井戸議員のほうからもおっしゃったように、検査数が、前回開けられてたときは非常に少なかったということで、今の対象者のところ辺も、保健所、また医師からの紹介のあった人のみということでおっしゃっていただいたんですけども、これの拡大をやっぱりまずせないかんというふうに。でないと、何のためにこういう検査機関を、つくる意義がないというふうに私は思います。拡大をしていただきたい。医療機関からの紹介だけでなく、必要がある、この前、私も全協のときにも言わせてもらいました、施設から、そういう検査をしないとその施設に入れたれへんというようなね、言い方はまずいですけども、そういった、必ずしていかへんかったらあかんというようなね、そういう方たちもたくさんおられます。必要な方については、必ずやっぱりやれると。ここでやれるのが一番いいと思うし、ここで、全て保健所での検査というのかな、それがパンク状態にあるというのを知ってますし、民間のキットを利用した検査をしてもらうとかね、その辺も利用しながら拡大をするということ、これもうちだけで判断できないかもしれないですけども、ぜひそういう話しを進めてほしいというふうに思ってます。

例えば、前回の全協の中でも話がされていましたが、学校で感染者が発生した場合、そのクラスだけしか検査をしないというね、それは保健所の指導の下でそういうふうになってるんでしょうけれども、今、このワクチンの接種も進んで、大分感染者の数というのは、一時的であるかもしれないですけども、新規感染者は非常に下がってきているという現象が現れています。こういう時期だからこそね、ワクチンの接種は重点に置いてやってもらわないかんですけれども、それと併せて検査体制、これを拡充をしていくことの重大さ、重要性、本当にこの感染者を封じ込めていくための手段であるということでは、PCR検査の拡充をしていただくために、このPCR検査のセンターを十分に

活用できるようなことをもっともっと積極的に考えていただきたいし、やってもらわなあかんというふうに思っています。

それでですね、一つ、前回の全協のときに私がお尋ねをしたことで、PCR検査の社会的検査ですね、これを進めていくために、奈良県がね、予算を、一旦20億をつけてたのが、新たに20億円追加されて、どうも40億円程度の予算を奈良県全体でつけたというふうに聞いてるわけですけども、その辺の使い道ですね、各自治体にどのように社会的検査をするようにという指導がされてるのかというのはお尋ねをしたんですが、ただ、資料を持ち合わせてないということでお返事いただいて、その後、ワクチンの接種で非常に多忙を期してはったのでね、聞くのも非常に気の毒やなというふうに思って、主幹には聞いたんですけども、そこではちょっと分からなかって、なかなかよう尋ねへんかったことがあるんで、その予算の使い道も含めて拡充ができないのかということでお尋ねをします。

ごめんなさい、ちょっとだらだらになりました。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の御質問にお答えさせていただきます。

大きく2点、御質問頂いております。

まず、1点目のPCRセンターの拡大ということですが、確かにこのセンターにつきましては、広域で設置をしておるセンターでございます。やはり、検査対象という部分では、一定の検査者の絞り込みということで、今、課長のほうから答弁ございました、医療機関並びに保健所からの指示に基づく検査というところでございます。あくまで医療行為に対しての検査でございますので、一定その方の検査が必要かどうかということを経験機関なり保健所が判断した上で検査をするというのがこのセンターの一つの役割かなというふうに考えております。

おっしゃっていただきました、いわゆる個々個人の方が能動的に検査を受けていただく体制というものについても、当然必要性というのには理解しておるところでございますが、まだそこまで、国全体、県全体の中でいってないというのが現状でありまして、それを町単独で希望される方の検査やりますみたいなことは、なかなかちょっと今現時点では対応しかねることがございますので、その部分については、今の検査センターの現状というところで御理解賜りたいというふうに考えております。

2点目の、前回の全協のときに御質問いただいた件でございます。

あ のとき、ちよつと私 のほうも情報を持ってなかつて、よう御説明申し上げなくて大変申し訳なかつたんですけども、その後ちよつといろいろ、各担当課のほうにも確認させていただきました。そしたら、これ医療担当、いわゆる健康保険課だけではなく、福祉こども課であったりとか、俗に言う高齢者施設を所管しておる課のほうに、県のほうから直接そういうふうな連絡がございました。あくまでこれは奈良県とそれぞれの高齢者施設等のやり取りということで、そういうふうな、いわゆるその従事者に対してのPCR検査を希望される事業所があれば、その費用については県のほうから負担をしますよということで、それについては、県のほうからそれぞれの施設のほうに通達が行っているというふうに確認はしておりますので、そこにつきましては、それぞれ施設のほうでどのような判断をされて、どのような検査体制を構築されるかというのは個々の対応になるのかなというところでございます。行政としましては、どの施設に県のほうからそういった情報が行ってるのかという部分については、一定把握はしておるところでございます。

以上です。

○議長

稲月議員。

○5番

県のほうが個別に連絡をされているということでいいんですね。しかしながら、そういう連絡があったけれども、やってほしいと、検査をその施設でしてほしいというふうにおっしゃってるところ、申告をされているところが、今現在、平群町内にはないということでもいいんですかね。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

御質問にお答えさせていただきます。

ないというよりも、それぞれ通知が行ってますのが、奈良県のほうから各施設のほうに行っております。うちは、どのような施設にこういうふうな通知をしたよということは把握しておるんですけども、その施設において、どれだけの方がどういう形で申し込まれたかというのは、まだそこまで把握はしてないというのが現状でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ほとんどが国庫支出金で財源は賄うということで、非常にありがたいと思う

んですけども、それは別として、予防費の報酬費、会計年度任用職員報酬ということなんですけども、何名で、雇用条件はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、集団接種と、また今回、県の派遣事業によります集団接種に伴います看護師さんの賃金を主に組んでおります。基本的には、まず、土日、土日に行っております集団接種につきましては、看護師さん、いわゆる6人体制ということでお願いをしております。接種並びに状態観察、またそういった患者さん、接種者に直接接していただくところの部署をお願いをしております。県の派遣事業によります部分で言いましたら、これにつきましても、これも6名から7名ぐらい、日によって若干違うんですけども、そういった配置をして対応しておるところでございます。

属人的に、日雇の雇い上げでございますので、その日ごとの人数ということでの把握で、どの方がという部分になりましたら、かなり多数の方が登録を頂いて、その都度その都度、接種会場に入らせていただくというふうな雇用形態ということで対応しております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

今の話であればですね、これは県からの時間当たりの単価と言うたら表現よくないんですけども、そういうものの規定、今までの町の会計年度職員と待遇が違うというふうに理解していいのでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の御質問でございます。

すみません、ちょっと答弁漏れておまして申し訳ございません。

今おっしゃっていただきましたように、看護師さん、いわゆる単価につきましては、これはちょっと地区医師会のほうといろいろ御協議申し上げまして、一定の単価設定しております。その単価をもって今回の接種事業の単価ということで充てさせていただいておりますので、通常我々、行政職が把握してお

ります会計年度職員の単価とは少し差異がございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

予防費の12番の委託料のところの事業・業務委託料1,778万の、これブレークダウンしたやつをちょっと内訳をお教えいただきたいということと、その下の検査検診委託料4,088万6,000円についても、内訳が分かればお教えください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

事業・業務委託料ということで、今回、1,778万6,000円ということで計上申し上げております。先ほど、概要説明の中で総務部長のほうからございました、少し金額も加えて申し上げましたら、まず、集団接種等の受付の人材派遣のほう、いわゆる職員だけではなかなか対応し切れないところもございますので、その委託料ということで、1,160万7,000円計上いたしております。続きまして、接種者の送迎業務ということで、なかなか御自身で会場までお越しただけない方の車を用意して、その運転手の方の業務委託ということで、237万7,000円計上いたしております。それと、会場での交通誘導員ということで、いわゆるガードマンさんの委託料でございますが、246万4,000円でございます。続きまして、医師会の様々な医師の派遣でありますとか、諸事務もございますので、医師会への事務委託料ということで12万5,000円計上いたしております。それと併せまして、いわゆる医療機関へのワクチンの送付、いわゆる輸送しなければならないということでございますので、その費用ということで、それも運転手を委託しまして、各医療機関のほうに配達する費用ということで、105万6,000円、それぞれ計上しております。中身につきましては、大まかなものとしたしましては以上でございます。

検査検診委託料の接種の部分でございますが、検査検診委託料で4,088万6,000円計上いたしております。この部分につきましては、基本的には、各医療機関のほうで住民接種を受けていただく住民接種分の費用ということで、3,833万1,000円を計上いたしております。住民接種分に係る費用ということで、その内訳といたしましては、お医者様の委託料、またそれぞ

れ医療機関での委託料ということで計上しておるところでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

今部長が述べられた数字ですね、事業・業務委託料1,778万というふう  
にここに記載されてるんですけども、トータルすると金額増えるんじゃないか  
なと思うんですけども、もう一度確認させてください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、事業・業務委託料の内訳でございますが、先ほど申しあげました人材  
派遣の分につきましては、金額で申しあげまして、1,160万7,000円  
でございます。接種者の輸送業務ということで、237万7,000円ござ  
います。交通誘導員の委託ということで、246万4,000円でございます。  
医師会への事務委託というところで、12万5,000円でございます。医療  
機関への個別のワクチンの接種費ということで、105万6,000円ござ  
います。あと、ちょっと少し廃棄物等の処理委託料が15万7,000円組ん  
でおりますので、全部で1,778万6,000円ということで、予算額にな  
ってございます。

以上です。

○議長

ほか、質疑。山口議員。

○7番

PCR検査に戻るけども、もともと、何でじゃあ生駒郡4町でPCR検査所  
を作ったのか。要するにね、保健所とか医師からの紹介でなければ受けられな  
いということであれば、別に作る必要なかったんじゃないかという疑問がある  
わけですよ。何でか言うたら、県がやってるわけだから、保健所で受けられた  
わけでしょう、これまでだって。ただ、いっぱいになってなかなか受けられな  
いから、各自治体で作るところは増えました。ただね、じゃあそれをどう活用  
するかというのはやっぱり考えないとあかんわけですよ。だから、以前から社  
会的検査も含めて、必要な人は受けられるように、さっき稲月議員からもあり  
ましたけども、学校やいろんな施設で陽性者が出て、濃厚接触者、その濃厚接  
触者がなかなか、この前、3月議会で井戸議員も質問してましたけど、あまり  
にも、本当に近い、近いというのしか受けさせないから、教室だったら同じク



ラスだけとか、ほかにも接触してるのに受けられないとかね、そういう人たちが受けられるようにするための検査所じゃないんですか。そこをね、4町でやってるから相談していただきたいんですけど、そこを4町でしっかり相談してですね、今でも、奈良県内でも学校休みのところ、いっぱいあるわけですよ。うちの孫が天理市の中学校に通ってますけども、今休みですよ、先週から。そしたら、そういうことがいっぱい起こるから、もう一気に全部、接触者については検査しないと、また、その子が終わったら今度またということで、何回も休みが続くようなことに、平群町ではそこまで行ってないみたいですけど、それでもこの間ちょこちょこ学級閉鎖とかあったと思うんですね、学校休みもあったと思うんです。だから、そこをやらないと、何のためにこれ再開するんだって。そんな安い金でもないわけですよ。ようけ検査したらお金がかかるといふこともあるかもわかりませんが、本気でこの問題を解決していこうと思うんなら、そこを大事にしていきたい。だから、ちょっと真剣にね、もうよその議会はほとんどもう今週中に終わりますけど、ちょっと町長、相談してくださいよ、ほかの3町の町長とも含めて。学校とか施設とかそういうところの、1人出たら、その濃厚接触者をもうちょっと広い範囲に広げて、国の基準じゃなくって、その人たちがPCR検査を受けられる。本当なら社会的検査が一番してほしいんですけど、そこまではなかなかできないみたいですから、せめてそれぐらいは広げるべきだというふうに思うんですが、ちょっと生駒郡で相談していただけますか。ここについては、生駒郡で運営してるわけだから、ある程度、融通きくと思いますんでね。その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

お述べいただきましたように、やっぱり社会的にPCR検査の重要性というのは十分理解していただいて、我々も理解しておるところでございます。どういふ方たちが、広く検査するということがやっぱり大事なことでございますので、これはあくまで4町で設置して拠出しておる施設でございますので、一度ちょっと4町、この間、接種の関係で、よく4町の担当、事務者レベルでまずということでございますが、話をする機会も多うございますので、持ち帰らせていただきまして、一度4町の協議にはつけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○ 4 番

先ほどの答弁漏れプラス、今、山口議員からも述べられたんですけど、ちょっとPCR検査のセンターの考え方というか、今さっき、PCR検査がなぜ必要になったというか、200万ですね、こっだけ使ってつくるようになったのかというのが、やっぱりいまいち理解できないんです。県の保健所ができることと同じ基準なので。県の保健所の考え方とちょっと今の答弁が違うような気がするので、ちょっとですね、まず聞きますね。PCR検査がなぜ必要になったのかということですよね。県の保健所と同じラインだったらということですね、それを教えていただけませんか。

あと、4町で変えられるのか。今の山口議員の付け足しになりますけど、濃厚接触者の範囲、接触者というのがまずありますよね。濃厚接触者と接触者が違うので、このことに関しても、今のちょっと課長の答弁は、僕としてはありがたい部分はあったんですけども、郡山保健所の考え方と違う感じがするので、極力郡山保健所というか奈良県としては、PCR検査を公費で受けさせたくないという感じが見受けられるんですけども、ちょっと考え方が違うのかなど。だからその辺ですね。だから、保健所とこの検査センター、先ほどの1点と、保健所と検査センターとの連携ですね、これがどういう考え方で、考え方が全く違うのにつくってるのか、ちょっとその辺も含めて本当は答弁頂きたいんですけど。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

そうしましたら、井戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

PCR検査の再開はなぜしたのかということをございますが、確かに今年の1月から3月にかけて、一旦PCR検査、生駒郡で設置をいたしました。その後も3月末までという期間で、一旦中断という形になってございました。再開した理由でございますが、当然、御承知のとおり、3月末に一旦終わったんですけども、そこから4月以降ですね、やっぱり奈良県におきましてもかなりの感染者数が発生をしたということで、この間、この施設が休止してる間なんですけども、生駒市の施設のほうに生駒郡の方も相当お世話になったということでお聞きしております。生駒市の施設のほうが、かなり生駒市も、生駒郡同様、この4月以降、かなり感染者の方が増大したということもございまして、検査センター自身が、相当数の方が来られるようになって、いわゆるパンク状態になったということをございます。それを受けまして、生駒郡、今ま

でやってた経過もございますので、本年5月の24日から再開をしたというふうな運びとなっております。

2点目の、保健所との、俗に言うPCR検査の考え方という部分でございますが、ちょっとすみません、その辺、ちょっと私も保健所のほうがどういう形でPCR検査が必要か否かという判断をしておるのか、ちょっと詳細は存じないんですけども、一定、あくまで検査センターということでございますので、保健所なり医療機関が一定の判断を下した上で、このセンターのほうに来庁され、検査をされてるというふうな理解はしております。ここに来られるまでに、一定保健所のほうも検査者に対しての関与と申しますか、一定の情報収集をした上での整理をして、こちらのセンターのほうに検査に行ってくださいという形で促されているというふうに理解をしておりますので、そこは一定保健所の考えが反映されてるのではないかなというふうな理解はしておりますのでございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ちょっと一般質問に絡んでくることですので、私も先週、郡山保健所にも行ってまいりまして、ちょっとお話を聞かせていただいたんですけども、ちょっと部長のおっしゃってることと考え方ですね、PCR検査をどんどん広げたいとこの部分です。その考え方については、ちょっと県と違うのかな、保健所の方と違うのかなと思ったので、その辺ちょっとまた詳しく聞いていただいても結構ですので、時間もまだ1週間以上ありますから、ちょっとその辺はよろしく願いいたします。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。下中議員。

○11番

6ページの3番ですか、職員手当の件ですねけども、これから夏場になるし、その行く部署によってもいろいろ変わってくると思いますけども、健康管理には十分注意していただきたいと思いますので、その点はよろしく願いしたいと思います。

それとね、過去何回かありましたけども、職員の割当て等でやはり、不足の出ている課もあるやに聞いておりますのでね、その点ね、うまく機能しているのかどうか知りませんねけども、大浦部長、うまくスマートに分けていただくという方法がいいかと思っておりますねけども、その点についてはいかがですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、下中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、職員の健康管理ということで、非常に御配慮賜りましてありがとうございます。

従事する職員でございますが、これから夏場を迎える、また恐らく2月までということで、非常に長丁場になりますので、それぞれ従事していただく職員につきましては、健康管理のほう、十分に留意するようということ、また改めて機会があれば、お願いなり指導もしていきたいというふうに考えております。

次に、職員の協力体制という部分でございます。

ここにつきましては、本当に身内の話になりますが、職員については、かなり日々の業務の合間ということで、また土曜日、日曜日ということで、本来でしたら休息に充てていただく時間を業務に割いてもらっているということで、大変感謝しておるところでございます。今回から、今年4月から新たに部制というのが発生しましたので、それぞれこういうふうな、町挙げての事業については、部単位で一定の人数を協力いただけないかということをお願いはしておるところでございます。それぞれ忙しい時期の部署もでございますので、そこはちょっと今後も配慮しながらと思っておるんですけども、今の時点では一定協力しながらやっていただけたということと、またある意味、この事業につきましては、国が来年の2月までということで、また、高齢者については7月、また今、国のほうでは11月までに全員接種みたいなお話も出ておりますので、非常に各地方公共団体、それぞれ頭の痛い話かなとは思いますが、そのスケジュールになるべく合わせるように努力してまいると。ある意味、職員も、いわゆる公務につく者ですので、そこは全体の状況を見ながら、住民の健康を守っていくという立場で、その使命で対応しておるというふうに思っておりますので、いろんな状況はあるかと思いますが、職員のほう、今後も引き続き業務に従事していただくように考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにといたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第5 議案第32号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の  
一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第32号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

今御説明いただいたんですけど、具体的に、どのような事例が出たときに  
これが適用されるのか、また誰が判断するのか、その辺をお尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長

具体的な事例、具体的な内容ということでございますけれども、これにつき  
ましては、地方公務員法のほうで人事評価制度が、28年改正だと思っ  
てんですけども、導入されました。それを受けてのことなんですけども、この4  
月から、管理職のみですけども、勤務成績というんですか、人事評価について、  
処遇、昇給、また勤勉手当への反映もしていくということで規則の改正をさせ

ていただいて、そういった判定がですね、よくない判定、これが何度も続いた場合ですね、こういった場合に、一般的に全国でやられてるのは、やっぱり更生するような研修を受けさせるとか、そういうことをします。それでも更生できないという判断をした場合にこういった分限処分というふうに当たるわけなんですけども、誰が判断するのだということですが、最終的にはこれは町長ということなんですけども、そこへ行き着くまでには人事考課制度、この中での一定のその方々の判定もございまして、最終的には町長のほうで判断していくという形となります。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

一番難しい評価の問題なんですよね、これは。評価はですね、絶対評価と相対評価があるわけですね。今の話だったら、どちらの評価でそのような判断するのかですね。民間企業でもこういうことはやっているんですけども、それによって全然変わってくると思うんですよ。管理職はそういうことをやるんですけど、これは一般職も当然やられるということだというふうに理解できるわけなんですけども、一般職が人事考課制度を導入してないのにこれができるのかという問題と、評価の基準を明確にしてあげないと、一方的にこんな評価されたら困る職員も出てくると思うんですよ。評価は非常に難しい。絶対評価でやるべきだという人とですね、相対評価でやるべきだという人もおるわけですね。組織を高めるのであれば相対評価が一番いいと思うんですけども、個人的には絶対評価でやるべきだというふうに思う部分もございましてですけど、その辺、どのように考えたらいいのか。

○議長

総務部長。

○総務部長

評価の仕方が絶対評価なのか相対評価なのか、これは難しいところでございまして、職員組合とも協議しておる中で、絶対評価ということやっていきたいというふうには考えておるんですけども、一方的にされると職員が困るということで、これはもちろんそのとおりということで、そのために、職員組合とも協議して今の人事考課制度をつくってきております。職員ですね、処遇へ反映されていない今の考課ということなんですけども、今も職員の苦情ですか、困るという方に対しての苦情処理委員会というのを設けております。今度、少し名前は変えるということなんですけども、その辺の労使も関わっての最終判

断はもちろん町長がするんですけども、そこへ行き着くまでの過程におきましては、そういったものも一定配慮していくという考えを持った制度というふうに考えておりますので、困るということについては、少し配慮も入れた制度設計としていっているつもりでございます。

○議長

山口議員。

○7番

そんな相対評価なんかあり得るわけないでしょう、これ処分するんやで。処分するのに、相対評価なんかできるわけないやろう。それやったら、できる人とできない人、成績を10から1までつけてやで、10の人は給料上げる、こっちの人は下げる、それで全体のバランス取るってそんなことできっこないでしょう。相対評価なんかあり得ない。それははっきり言わないと、そんなん絶対評価しかあり得んやんか、そんなん。だってこれ、分限処分でしょう。処分するんですよ。そんなものに相対評価なんか入るわけないでしょうが。じゃあね、一生懸命やってるけども、一生懸命真面目にやってますと。でも、例えば数字で言うたら、10までの仕事を1時間でこなせない場合があるかもわからない。でも、いいかげんにやってても、30分で10までこなす人がある。相対評価したらどっちがええねん。それは30分でやる人のほうが上やん。じゃあ1時間でやる人はこれ、給料下げるというふうにするか。そんなことしないでしょ。できないし、第一そんなこと。それも説明できんと、こんな議案を出してくるといふほうがどうかしてるよ、はっきり言って。言い方悪いけど。そんなもん、当たり前のことやんか。絶対評価しかあり得ないでしょう。だから、成績が悪いつてどういうのが成績悪いかという森田議員の質問に、要するに、上司が仕事をどこで見るのか分からんけど、何回か続いた場合と言うけどやで、それだって難しいよ確かに。だからできないということじゃないんやけど、私は別にこれに対しては反対ではないけども、その辺はやっぱ人の人生に関わることだし、生活に関わることだから慎重にやるべきだし、基本的には一生懸命やってても、なかなか個人差は出てきますからね、そんなんでも給料下げるなんてことはあり得ないからね、そこんところはちょっと今引っかかったんで聞いたんですが。それとやっぱ私は具体的な事例ね、やっぱ今、部長のほうはやね、何回か成績悪いという評価が続いたらみたいなことを言ったけど、その辺も何をもって言うのか、やっぱある程度明確にしないと、要するに上司の評価によって変わってくるというようなことがあってはなりませんのでね、その辺はやっぱ慎重にやってもらいたい。

もう1点聞くけど、じゃあこの降格、今度出てるこの降給に値するような事

例が、例えばこの10年間ぐらいで平群町であったのかどうか。よそでは、ほかの自治体では既にこういうことが導入されてて、そういう対象になった人はあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、山口議員から、相対評価はあり得ないということでおっしゃられて、私は先ほど、絶対評価ということでは言わせていただいたつもりなんですけども、その方向で職員組合ともよく議論しているということでございます。

それと、上司の評価でその職員の一生がいろいろ左右されるということ、おっしゃるとおりだと思っております。評価する側の評価者研修、これも大事になってくるということで、全国的に言われてることですんで、我々も今もやってきておりますけども、さらにその辺の統一的な評価ができるように、もちろん管理職側も努力していくと、評価の研修していくような考えを持っております。

生駒郡、例えばこの7町でこの条例についてはどうなのかということで、少しインターネット等で例規も見たんですけども、私が見る中では、三郷町はちょっとこういった制度は入っていないのかなということなんですけど、それ以外につきましては、全て同様の条例になっているということかなと思います。

あと、具体的な事例ということでおっしゃったとおり、県にも、これをつくるときにかなり確認もさせていただいて、確かに判断するのが難しい、おっしゃるとおりでございます。全国的にもどうなのかと言われますと、ほとんど事例がないと。分限についての処分ですね。懲戒処分は多々あるんですけども、分限についての処分は、もうほんまにかなり少ないというふうに聞いておりますので、だからといってということじゃないんですけども、我々、公務員は全体の奉仕者ということになっておりますので、今の新型コロナワクチンの接種ですか、こういったことについても全職員で対応していくということでやっておりますので、その辺、言葉は悪いですけども、できない職員、これを簡単に切っているのかというのは先ほど意見もありまして、その辺は、その方の人生もございまして、総合的に判断していくべきだというふうに考えております。

○議長

山口議員。

○7番

いや、さっき相対的、絶対的と言ったのは、あなたが判断が難しいみたいな



ことを言ったから言ったんであって、それは絶対評価というのは当たり前やと思いますけど。まあまあそれなら分かりますけど、でもやっぱり、組合とはきっちり話合いをしてということなんで、ただ管理職については、既に今年度、給料も下げられてますし、これも評価悪かったんやな。5%って何級減ってんのか分からんけども、これは冗談というか嫌味やけどね、どっちにしたってね、これはやっぱり慎重にやってもらう、今、そういう答弁やったんでそれでいいですけれども。ただこれ、さっき、平成28年に地方公務員法が変わったって言ってたけど、いつもなら、いつの公務員法が変わってって書いてあるのに、今回、説明にそれ書いてないからね、その辺はきちっとしてほしいのと、そこでは、当然国は何でそれを、そういう法律が変わったのかというのは説明はあるはずなんですよね。だから、例えば、今ある二つ、免職や休職に当たらないと、そこまではいかないけどもということが出てきたんだらうというふうに推測されるから、その説明はいいですけども、その辺もやっぱり説明のところだね、条例に上げる以上、やっぱりきちんと説明してほしいんですよ。そうでないと、これだけの説明じゃ、あまりにも何やねんというふうに思いますんで、今後はちょっとその辺きちっとしてください。このことはお願いしておきます。

○議長

質疑、ほかございませんか。馬本議員。

○12番

先ほど御説明あったように、平成28年、人事考課制度の見直しをされて、今回初めて条例化しようとして、平群町ではということになってんけども、その間に組合とはいろんな協議をされてきたというふうに私は推測します。それと、今、三郷町が条例が制定されてない。ちょっと見ますと、斑鳩町、河合町、王寺町ですか、これについては3号下がるわけや。けれども、平群町は2号というふうに、以内ということになってるね。この点も一定の私は評価してると思いますよ。今後、この執行については慎重にしていきたいなというふうに思います。

先ほどありましたように、組合との合意もできてる。それと、よそが3号を2号以内ということで条例化されたことも一定の評価をしておりますので、今後、執行についてよろしくお願ひします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第32号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することといたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして

日程第6 議案第33号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第33号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸議員。

○4 番

ちょっとあまり突きたくないところなんですけど、説明資料の中で、3の平群  
町の対応で、これ日本語ちょっとおかしいかなと思うんですけど、日本語がお  
かしいのか、中身があれなのか。この放課後児童支援員の質の確保を合わせる  
ためなのに、「認定資格未取得者の資格取得に必要な期間も考慮し」ってこれ真  
逆ですよ。簡単に言えば、認定資格研修を修了している人のほうが質が高い  
はずなのに、未取得者を雇うために、なのに質の確保となってるので、人数の  
確保なら分かるんですけど、質は下がるはずと思うんです、本来ならばね。ち  
よっと悲しい質問ですけど。

これ、裏を返せば、認定資格研修の意味もないという、あまり効果がないと

いう感じにも取れますし、この辺ちょっとどうなのかなって、物すごいごめんなさい、答えにくい質問で。いかがでしょう。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいまの質問でございます。

今、平群町の対応として、放課後児童支援員としてみなすことができる期間の経過措置を新たに定めるといふふうにしております。現状ですね、平群町に六つの学童保育がございますけども、そこで従事している職員が20名おります。その20名のうちですね、11人が既に認定資格研修を取得しております。残りの9名はですね、今現在も従事しておりますけども、その残りの9名は県知事の行う研修を修了していないと。先ほど指摘ありましたように、放課後児童支援員としての質の確保といいますのは、県知事の研修を修了していない者に早く研修を受けていただいて支援員になっていただく、そういう意味で質の確保ということで申し上げたものでございます。

それと、必要な人材の確保ということでございますけども、またその支援員の現状でございますけども、当然質の確保もあるんですけども、今現在勤務している支援員20名が高齢の方が非常に多いと。40代、50代、60代の方で、60代の方も8名おられます。今後ですね、正規の支援員の退職も予想されておりますので、必要な人材の確保、今後新たに資格を取っていただいて、必要な人材を確保すると、そういう意味で、この3番の説明とさせていただきます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとね、おっしゃりたいことというか、やりたいことは分かるんですけど、ちょっとこの文章、問題があるかなと思いました。

ただ、これは条例に関係ない説明資料ですのであれですけども、私としてこのお願いだけしておきたいんですが、やっぱり認定資格研修の質ですね、よく今ニュースでもなってますけども、教師でも40歳、50歳辺りになってくると、必ず30歳、基準になってくると受ける単位制度ですね。教師もそれを取らないと更新できないという制度になってますけど、絵に描いた餅になりつつありですね、教える大学側もよく分かってないと。これ、平群町の関連ではないので仕方ないんですけども、それが今、言うなれば、悲しい話、1週間の刑務所に入るみたいな、留置場に入らなけりゃいけないみたいなのが記事に載っ

てました。それぐらい価値が低いと思われてますので、この研修制度に関してもですね、今この形で言うと、研修を受けてなくても受けてても何か同じというか意味がない。どっちかというところ、研修してない人でも受けてほしいというふうに取りかかれないんで、実際そういうところ、人数は大事なので、あるとは思いますが、根底にやっぱり認定資格研修の質を高めていただきたいなど、そこだけお願いはしておきます。よろしくお願いします。

○議長

山口議員。

○7番

この附則のとこの職員の経過措置ということで、「施行の日から令和7年3月31日」となってますよね。ほんで、今令和3年ですから4年後ですよ。4年間の間に終了したらええということにこれはなってるんですけど、そんな悠長なことをしてるわけ。いや、実際にあんのかどうかは別にして、普通、今の時期だったら、今年、例えば4月採用になったんだしたら、今年度中には終わってもらおうという、本来ならもっと早くなければあかんと思うけどもね。これ、4年間も猶予を与えるというのは、最後まで取らないでやめる人のほうが多くなるんじゃないかというふうに思うんですけど、これは町独自の条例やからね、こんなんであんなかいなというふうに思うのと、それとそもそもね、保育士・教諭免許等とあるから、その等はどこまでの範囲か分かんないけども、それ以外の人は学童保育の指導員になられへんということではなかったよね。その等と言うたら二つしか書いてないから、要するにそういう資格持ってる人しかできないのかということになるんでね、もうちょっとその辺、別にそういうのがなかったら、県の知事の研修を受ければ支援員になれるということなのか、その辺、ちょっともう少し詳しく説明して。その2点。

○議長

教育部長。

○教育部長

その認定資格の取得の時期の件です。

経過措置として、令和7年の3月31日まで期間を設けておると。今現在ですね、学童保育に従事しておる指導員ですね、先ほど20名おると申しましたけども、県知事の行う資格研修を修了していない者にですね、当然研修を受けるようにということで、当然こちらのほうからも指導というか、意向確認もしております。この県知事の行う研修といいますのは、大きく6項目、16科目あってですね、原則、1日4科目で、1科目90分単位ということで、この研修を修了するのに、やっぱり相当の時間を要すると。数か月にわたる研修やと

いうことで聞いてます。そういうことも含めまして、現在働いている指導員の意向もあるんですけども、令和7年3月31日までの経過措置を設けると、そういうふうにさせていただいたところでございます。

それと、もう1点の放課後児童支援員の基礎資格の件です。

条例の説明のほうで保育士の資格を有する者、教諭免許を有する者などというふうに申しました。この放課後指導員の基礎資格については10個の要件がございます。ちょっと全部言い切れなかったのが二つだけ言いましたけども、先ほど言いました保育士の資格を有する者以外に、社会福祉士の資格を有する者、教諭免許を有する者、またですね、実務経験の欄になりますけども、高等学校卒業者などで、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者、また5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者ということで、10の要件があるということで御理解をお願いします。

○議長

山口議員。

○7番

いやいや、僕は7年3月31日まで経過措置はええのよ。この条文の経過措置はええのよ。要するに、研修を受けてなくてもみなしでできるという。ただね、その研修の修了が、今年であっても来年であっても再来年であっても、令和7年3月31日までに修了した人でええって言うんだったら、ないものに等しいでしょうって言うわけよ。受けんでもええわけやんかってなるやん。それを言うてんねやんか。普通なら、だったら、本人がこの仕事に従事してから1年以内とか、今、何か月かかかるって言うんだったら、就いてから1年以内とか1年半以内とか、そういうふうにここを規定するんだったら分かるけども、条例そのものの延長の終わりまで受けんでええと。そしたらこれ、次これまた7年になってやね、また3年とか5年とか延長しますとなったらやで、またそこまで受けんでええとなったら、ずーっと受けんでええということになるんじゃないのと言ってるわけよ。だから、経過措置として7年まですんのは構へんけども、一緒に、研修の修了予定が同じ年というのはおかしいんじゃないのって言うてるわけやんか。だからそこを言うてるわけで、あとその他いろいろ、もう一つのほうはいいですけども、そこを言うてるんであってね、そこはもうちょっと厳密にしたほうが、本気でそれが受けてもらわなあかんと思うんやったらやで。別に、国が言うてるだけでそうでもなかった、ずっといろいろ経験してもらってるからええねんと思ってるねやったら、それはそんでええよ、俺かって別にそれを反対はせえへん。でも、それが必要やと思ってるねやったら、こんな規定じゃどうしたって矛盾でしょうって言うてるわけ。違うかな、

おかしい。どう。

○議長

教育部長。

○教育部長

経過措置の期間について、令和7年3月31というふうに申しておりますけれども、今現在、正規の資格を持っていない指導員に今後の研修の受講予定も聞いております。当然、令和3年度で取得したいという職員が6人おります。令和3年度は無理であっても、令和4年度では取得予定というのが2人。令和5年度で取得予定というのが、今のところ1人と聞いております。町としてはですね、できるだけ早くですね、この県知事の認定資格研修を受けていただく、それが基本と考えておりますけれども、研修を受けるのに数か月の期間を要するという、そういうことも一つの要因になっておりますので、附則としては、経過措置を令和7年の3月31日までにしといて、その間にできるだけ早く研修を受けていただいて放課後児童支援員になっていただく、そういうことを目標としております。

○議長

山口議員。

○7番

おかしいって。これまた伸びるのよ、多分、この時期になったら。そういう今、予定だったら、3年先の予定なんて、そんなん予定になる。今勤めてますけど、今年と来年はちょっととても行けませんけど、再来年は行けます。そんなん予定にならないでしょう。だから、1年なら1年で切るべきやって言ってるわけや。おかしいやんか、そんなん、どう考えたって。要するにこんなん、これの経過措置の期限と全く一緒やったら、次もまた3年延びて4年延びたらまたそこへ行くのよ。ほんなら、予定はありますって言うたらええだけでやね、受ける気はあるんですと。ただ、いろんな事情で行けないんですって、それはあるんでしょう。でも、3年後とか4年後の話をされても困るでしょう。普通、1年以内でしょう、どう考えたって。数か月かかる言うたって、それこそ、それを取れるように、その人の時間を教育委員会としてはきちっと確保してあげて受けてもらわなあかんわけでしょう。だから、その年度の年に受けてもらう、そういうふうにするべきでしょう。条例やで。こんなん、ないも等しいやんかって普通思いますよ。ちょっとそこは検討してください。教育長どうですか。おかしいですか、私言ってること。

○議長

教育長。

○教育長

ただいまの山口議員の御質問ですけれども、確かにその期限を設けるということは、非常に、指導員の質を高めていくという点でも重要なことというふうに思っておりますけれども、指導員の先生方にもいろんな働き方がありまして、生活もいろいろあるようでございます。ですから、私たちは、この7年3月31日までというのを最大に延長した場合というふうに捉えております。現に、今部長が申しあげましたように、早く講習を受けたいという先生方がたくさんおられますので、ここ2年か3年ぐらいにはクリアできるのではないかな、このように考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

分かりました。これ以上言いませんけどね、じゃあ4年後や。4年後、またこれ出てきて、私ここにいてるかどうかわかりませんが、その時はまた新しい人が入ってるわけやんか。だから私はね、この期限と別の期限にすべきやと思ってるんです。当然ね、もういいですけど。4年っておかしいですって。そんなん、最大譲って2年ですよ。その年どうしても駄目だということであればね。だから、もう言いませんが、4年後覚えてたらまた聞きますよ。4年後覚えてたらね。別に反対する議案でもないから。ですけど、やっぱりおかしいですよ。その辺はもうちょっとやっぱりちゃんと考えて、ましてや教育委員会でしよう。学童保育の子どもを指導する立場やから、できるだけやっぱりちゃんとという思いで決められてるわけですから、そこはもうちょっとね、こんなことを言われるような内容にはすべきではないということは指摘しておきます。4年後覚えてれば、またいれば、その時話しますけど、いいですわ、もう。

○議長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○6番

いろいろ今、山口議員からあったんですけども、なかなか学童の指導員の先生になれる方というのも、人材確保が難しいというのもこの間あったと思うんですね。定年も65歳かな、この学童指導員は。全くなかった。けど、体力的な問題もあるんやったらおっしゃっていただきたいし、けどやっぱり体力的な問題もあるのでね、そういう問題もあると思うし、取得期間も、私も4年間というのは非常に長いなと思うんですけども、現在ここの指導員の方、時給で来られてる方ですよ。資格を取得された方と、まだ取得されてない方での

時給に差は設けてはるのかな、ないのかな。それと、研修にかかる費用というのは、これは個人負担になってるんですか。そこら辺も、一定そういう質の確保ということで、指導員を、教育委員会として早く研修を受けてもらってということであれば、そこら辺のフォローも必要だと思うんですけども、この点についてはどうでしょう。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず、放課後指導員の年齢要件ですけども、条例上において、その年齢の要件はございません。

それとですね、二つ目の質問ですけども、県知事の研修を修了した者とそうでない者の賃金の格差でございますけども、条例上は今、区分されておらないところでございます。

それとあともう一つ、三つ目は、すみません、もう一度お願いします。すみません。3点目の質問。

○議長

植田議員。

○6番

私も今ぱっと言ってしまったからあれやけど、年齢要件がない、賃金の格差もないと。あと1点何やったっけ。研修費用については、助成的なものがあるのかどうかということですね。

○議長

教育部長。

○教育部長

研修費用のことですけども、これについても、町からの補助はございません。

○議長

植田議員。

○6番

費用、全く個人負担ということですよ。町がこんだけ質の確保のために求めているのに、全くそこに補助がないというのも私はおかしな話だと思いますよ。そこは、それを求めるのであれば、きちっとそれに見合う、費用的な補助もそうですし、現場の状況によってはね、やっぱりなかなか、子どもたちがたくさんいて、その指導員が抜けることができないという状況があるところもあると思うんです。それを、抜けてもフォローできるような体制を取って、どうぞ行ってくださいということをしないと、何か非常に指導員の先生に対して行



政として不誠実な対応だというふうに思いますが、この点については改善をやっぱりすべきで、先生たちが安心して研修を受けられる状況をきちっと保障していくということが必要だと思うんですけども、この点について再度お尋ねします。

○議長

教育部長。

○教育部長

先ほどの答弁、訂正させていただきます。

研修を受けるに当たっての費用の件ですけども、ちょっと私、町からの補助はないというふうに申しましたけども、補助がございまして、受けられる方の個人負担はございません。申し訳ございません。

それと、今後ですね、放課後児童クラブという学童保育の件ですけどね、今後の運営に当たってはですね、先ほどから申してますように、あくまでもその子どもたちの安全の確保、保育の質の確保というのが大事だと思っておりますので、今ですね、資格研修を受けられていない方の研修をできる限り早く受けさせていただくということも含めてですね、できる限り学童保育を安定的に運営していくように努めてまいりたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

期間が長いとか、いろいろなお話出てますけどもね、ちょっとそこで聞きたいんやけど、常に指導員が足らんねんと。何か決算・予算で一般質問でいろいろ御答弁されてるのが記憶にあんねけど、それと、学童保育は増えてきてるとか、要するに二つの部屋にしましょうと、学校一つでね、維持管理しましょうとか、いろいろ学童保育を御利用されてる保護者は多いですわな。基本的に言うけども、支援員は言うたらすぐに募集したらあんのかいな。そこら辺、今までの経過どうやったん。

○議長

教育部長。

○教育部長

支援員の確保の状況ですけども、当然、年度によって退職される方もございまして、六つの学童保育所の支援員が不足すると、欠員になるような場合もございまして。その都度募集をかけている状況ではございますけども、思うようにはですね、なかなかすぐに集まらないという現状がございまして、指導員の確保に苦慮してるとか、そういうような現状もございまして。

ただですね、あくまでも学童保育所の安定的な運営と保育の質の確保という点でですね、学童保育の充実には最大限努力したいと、そのように考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

僕もそう思うわ。そやから、4年と今度の条例で書いてるけども、いろんな考え方あるけども、要するに、今回この指導員の中でも、このようにきちっと、うちのは員数に関する基準というのをつくってるんやから、要するに、2人以上の配置する場合、その場合1人を補助員に代わってやると。そやから、要するに、ちゃんとして研修を受けた正規の指導員をより一層多く確保するという意味が、僕はここら辺に込められてるん違うかなと。そういう意味も持ちながらね、要するに4年間の期間を延長されたんではないかなというふうに私は取ります。

それと、定年退職がないという御回答をおっしゃってんけども、民間でも定年退職は一定あるけども、なぜそれないんやというのは何でや。不思議に思えへん。ある程度の一定の支援員が確保できへんから定年の制度がないんか。そこら辺も一遍答えてみい。

○議長

教育部長。

○教育部長

学童保育支援員の年齢の件でございます。

当然、支援員ということで、年齢の要件、それを設けることも大事かと思うんですけども、やはりですね、現状として、学童保育支援員の確保に苦慮すると、そういうようなところもございますので、年齢要件は設けていない、そういうところがございます。

○議長

馬本議員。

○12番

ということは、それだけ指導員が不足してるというふうに私は取りました。

それと、あとは中身の指導員の質の確保ということも、先ほどここに、平群のこの条例の一部改正の趣旨として載ってる。ということは、1人でも多く正規の指導員を確保していこうということで、4年間というふうに、今度の条例を改正されたというふうに認識は、私はしております。そういうことです。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時49分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第7 議案第34号 令和3年度平群町一般会計補正予算(第2号)に  
ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第34号 提案理由説明

○議長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

ちょっと形式のことで聞くけど、まず、提案理由の説明に歳入のところの説明が一切ないけれども、どういう理由でしょうか。

それから、歳出の項目のところ、財源内訳全部、国の交付金もこれ一般財源のところに代入してるけれども、これはこういうこといいんですか。

その2点。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

提案理由につきましては、今回、歳出しか記載されておらず、歳入については、今回、歳出だけの記載になっております。そして、コロナ臨時交付金につきましては、なぜ一般財源扱いなのかといいますと、通常の事業支弁の補助金のように、特定の事業のみに充当される補助金ではなく、あくまでも人口とか事業所数とかを基礎に、感染状況や年少者とか高齢者の比率、そういったものに基づいて算定され、交付されるものでありますので、第1次、第2次もそうでしたが、一般財源扱いとして計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

財源の内訳扱いについては、1次も2次もそうやったん。気がつかなかった。ただ、そうやけど、提案理由で歳入書かないというのは、これは抜けたん違いの。そなん普通、ずっと書いてんのにやね。だってこれ、相当行間空いてるし、書けないことはないわけやろう。だから、忘れてたんでしょ、これ。うそ言わんとはっきり言ってごらんよ。どっち。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。申し訳ございません。今回、歳出のみ書かせていただきました。歳入の部分につきましては欠落したというか、失念しておりました申し訳ございませんでした。

○議 長

山口議員。

○7 番

これちゃんと入れて出してくださいね。出し直してくださいよ。そうでないと、これ何で言うかいうたらね、例えば議員として説明するときには、この補正予算全体がどうであったかというのを説明するときには、ここの部分も参考にするわけですよ。特に、議会だよりなんか作る時には、当然どういう補正予算かというのを説明するときには要るわけですよ。もちろん、別添の概要は出てくるから、これを見れば分かるやろうということですけど、これまでずっと、僕18年間、歳入ないのなんて初めて見たから、今聞いてて、あれ、何じゃと思って、ちょっとその辺ちゃんとしてくださいね。

あとはちょっと大きい話になります。

一つはですね、町長挨拶の中で、昨年度の一般会計の実質収支、それから実質単年度収支について、黒字だったということでした。この問題については、補正予算ごとに私もいろいろ質問してますんで、5月の臨時議会のときに質問したときには、そのときの答弁ではですね、実質収支が約3,000万円の黒字で、実質単年度収支については1億8,000万ほどの赤字になると。これは、去年というか、今年の2月ぐらいの財政シミュレーションでも、3億以上の実質単年度収支が赤字になるということでしたから、それがこれだけ大きく改善されてるということになるわけですね。その数字でいくと、昨年度末、要するに、5月の臨時議会のときは、それを見ると、要するに、一般会計として残る金、剰余金というのは1億3,000万程度だというのが5月7日の臨時議会での答弁になるわけですけども、しかし、今言ったように、大きく改善された。まず、この要因についてね、まだ詳細には検討されてないでしょうけども、大まかに説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、決算につきましての御説明をさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、まだ分析等はできておらないんですが、歳入で、まず当初予算と比較して増収になったものがございます。特別交付税であれば、1,141万4,000円、そして町税であれば4,229万2,000円、そして、地方消費税交付金、こちらのほうが1,115万5,000円、そして斎場使用料が1,162万5,000円など、見込額より約1億弱多かった。そしてまた、歳出面につきましては、当初、補正を予定を想定していた以上に

不用額が昨年に比べて1億円弱多かったということもございます。そういうようなことから欠損見込みになったと考えていると。ただ、不用額につきましては、まだちょっと今後分析が必要なんですけど、コロナ感染症であったときに、事業自粛によって、物件費、光熱費等の予算残や、そしてまた福祉医療費等の医療費不用につながっているのかなど。そういった部分を分析しながら、今後、分析を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

今、町税収入が4,000万増えた。この内訳というのはちょっと分かりますか。大ざっぱでいいですけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

若干増えた部分ですけれども、個人住民税で3,693万円、固定資産税で741万1,000円、そしてたばこ税で841万1,000円などが増額になったということで考えております。

○議長

山口議員。

○7番

これはちょっと特異な、コロナの中でのことなのかどうか、その辺もちゃんと分析、今後していただきたいと思います。

それでね、今年、さっき言ったように、今年度は3億の赤字で、ずっとこのままいったら相当の赤字になるというのが、今年、最終的には3月に出された町の緊急財政健全化計画案ですよ。それで見ると、早期健全化で、今年度が2億5,800万、来年度が1億5,500万、それから令和5年度が1億5,400万のこの計画を進めて実施して効果を出すと。要するに、効果を出すというのは、差引き、増えるのと減るのとでそれだけの効果を出すということなんですけど、今年度については2億5,800万円ですけれども、土地を1億2,000万売ったという前提ですから、これがもしないとしたら1億3,800万となるんですけどね。既に、さっき言ったように、この計画の前提となっている今年度3億何がしかの赤字、それが約4,000万の黒字ですから、3億4,000万、もう既に改善されてるんですよ。早期健全化全体で大体5億六、七千万やと思うんですけど、もうそれ3億何ぼ改善したら、あと2億でええわ

けやね。ということはね、何が言いたいかというと、それともう一つ、この後、議案で出てくる三セク債の繰延べ、これも今年度は2,500万ほど、要するに支出が減るわけですよ。来年度から5,000万程度減るわけですよ。そしたらこれ、3年間だけ見ると、1億2,500万もここだけで減るわけですよ。そしたら、もう大体あと1億減らしたらええだけで、今年度の当初予算を見ると、土地売却収入の1億2,000万以外はそのままいけてるわけですよ。ということは、不用額で全部吸収できる。ということはね、よっぽど何か大きなことがない限り、この間出てきたのでは、駅周の補填が900何がしか増えた、1,000万増えたということだけでしょう、今のところね。だから、そういうふうに見てくると、今年度はどう考えたって赤字になる要素がないわけ。そしたら、この緊急財政健全化計画というのはもう根底から変わってしまったわけですよ。

今後、ここに説明あったように、県から、金額は分かりませんが、お金も無利子で借りられるということになるとね、もう全然その前提が変わってしまったから、県から借りられる分は借りたらいいと思うんですが、土地だけ買って、まだ庁舎も何も建てる計画は一切ないですから、その積立てもせなあかんやろうし、いろいろ出てくるとは思いますが、そのほかも出てくると思うんですけどね。その根底が変わってるということ言えば、もうすぐにでもこの緊急財政健全化計画の中身についてね、今回の結果を受けて、早い時期に変更する必要があるんじゃないか。

私は、その中で一番言いたいのは、管理職の給与カットを4月からやりましたけど、これはもう早く撤回すべきだ。今のところ、3年ということになってますけども、県との関係があるからなかなか難しいかもわかりませんが、これだけ、今、ワクチンとかで忙しく職員がしてる中で、その給与をカットしてですね、土日まで働いてやってるわけですから、その辺も考えればね、町長ね、今下げてる分、全部戻せとは言いませんが、やっぱりちょっとはそういうことも考える必要があるんじゃないかと。だって、管理職のカット、1年間で1,800万と言ってましたよね、年間で。もう十分吸収できるじゃないですか。今、6%と5%カットしてますけども、それをやっぱり半分以下に減らすとかね、そういうことは、やっぱりこういう大きく状況が変わった中では考えるべきだというふうに思います。この昨年度の決算を見てね、財政収支がこうなったということを見て、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんですが、町長どう思われますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今後、分析を進めていく中ですけれども、令和2年度の決算が好転したのは、やはり一時的な要因もあるかなというように考えております。そしてまた、現在、県の重症警報が出ている中で、町財政というのは依然として厳しい状況にあるというふうには考えております。ただ、今回、シミュレーションとは大きく乖離してるのは事実でございます。そういった中で、シミュレーションの見直しというのも考えていけないといけない。ただ、今現在、先ほどから出て奈良県との健全化の協議を現在進めております。そしてまた、後ほど出てくる第三セクター債の借換えと、そして今後、財政シミュレーションに影響するような財政措置というんですか、そういったものが今現在進められておりますので、シミュレーションの見直しにつきましては、その具体的なそれらが数値となってくる時期に時点修正したシミュレーションを作成して、またお示ししたいというふうには考えております。

そしてまた、人件費のカットにつきましても、現在、管理職はなっておりますけれども、現在、財政支援を受ける中での健全化計画を立てる中で、経常収支比率のカットがマイナス5%というのが上げられております。そういった中で、今回、そういった県との協議を進める中で、構造的な財政健全化を今後もしっかりやっていきたいというふうにありますので、引き続き、管理職のカット等につきましては取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

でも、前提がこれだけ大きくええほうに変わったわけですから、それはどうしてかと言ったら、職員の皆さんの努力もあったわけでしょう。こういう、特にコロナで大変なことになってる時期にこそね、職員の皆さんをはじめ、住民の皆さんに喜んでもらえるようにするというのが大事だと思うんです。

それでね、今そういう答弁で、まだ昨年度の決算についてはですね、検証というのはこれからになりますけれども、ちょっとその辺も考えてやっていただきたい。どっちにしても、9月議会の決算、全貌が出た中で細かいことも含めて話に出ると思いますけれども、今期だけのと言ったけど、そんなことないと思うよ。別に、国から来たコロナ関連の交付金なんて全額使ってるわけだから、収支には関係ないわけですよ、それについては。それでもこれだけの黒字になったというのはね、本当にきちっと検証しないと。



私は、一番びっくりしたのは、町税収入が4,000万も増えたというね、ここが一番びっくりしたんですけれども、これについても、さっき言ったようにきちっとやってほしいと。不用額も例年より多いということですから、その辺も、どうしてそうなのかというのをね。そうでないとね、今回でもそうですし、第2次健全化計画もそうでしたけど、出してすぐ黒字になってるんですよ。それはもちろん、一番悪くなったときのことを考えて財政対応しないといけないということもあるんで、それはそれで別に悪いことではないんですが、しかし、あまりにも職員の給与をカットするとか、今回は出てませんが、住民に負担をお願いするとか、そういうのはやっぱり最後の最後なんでね。そのためにもですね、今回こっだけ乖離あるというのは、逆に言えば、どんな予測してんねんというような話にも住民から見ればなりますので、そこのところはきっちり検証して9月議会では報告していただきたいというふうに思います。

この件についての僕のほうからは、中身については、コロナ対応で全協で説明あったんですが、やっぱりもうちょっと医療機関や住民への支出を増やしていただきたいかったというのがあれですけれども、最大限組んでおられるんで、そのことについてはこれ以上言いませんけども、今後また第4次があるのかどうか分かりませんが、その場合はもうちょっとね、町内の実態をやっぱりしっかりつかんでいただきたいということはお願ひしておきます。

○議長

質疑、ほかございませんか。植田議員。

○6番

ちょっと確認だけしたいんですが、全協のときに、今回、小中学校、それからこども園でのトイレの自動水洗をされるに当たって、北幼稚園にも平群町の児童が行ってると。それについてはどういう認識かという、今調査してないというだったんですけれども、その後、調査をされて、この予算を見る限りでは、実際、北幼稚園はちゃんとされていたのかどうなのか、そこら辺の調査された報告をちょっとお願いしたいんです。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいまの北幼稚園のトイレの自動水洗化に係る御質問やったかと思ひます。

前回の全協のときに、町内の各小中学校、自動水洗化するという事で、北幼稚園はどうなっているのかということでもございました。その後、幼稚園、また県のほうにも確認させていただいたんですけれども、私立幼稚園についても、県からのコロナ対策の補助メニューがあるということで確認しております。既

に令和元年度分、令和２年度分ということで補助は受けられているというふう  
に聞いておりますし、令和３年度についても５０万程度の枠があると、そうい  
うふうに聞いておりますので、町といたしましては、まず、北幼稚園でそちら  
の補助金を活用していただいて、北幼稚園独自のコロナ対策を実施していただ  
きたいと、今はそのように考えております。

○議 長

植田議員。

○ 6 番

県のほうから補助があるということだったんです。実際、そういうふうな、  
結構ね、自動水洗というのは、トイレの感染症を予防する中で非常に大きな位  
置づけにもなると思うんですけども、実際、北幼稚園は今どういう状況なのか  
というのはお聞きされましたか。それだけちょっと、されてるんだったら報告  
してください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

北幼稚園の詳細なコロナ対策については聞いておりませんが、ちょっと  
自動水洗化されてるということまではちょっと今は聞いておりません。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○ 4 番

今と同じような話になってしまうんですけど、自動水洗のそれぞれの数です  
ね、これ出てますね。こども園、小学校、中学校、役場本庁舎、その数だけ取  
りあえずお願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

各小中学校における自動水洗化の予定でございます。

今のところ、予定ということで御理解願いたいんですけども、順番に申し上  
げますと、平群小学校は既に大規模改造が全て済んでおりますので、必要ござ  
いけません。北小学校については、２６か所を予定しております。南小学校につ  
いては１１か所、平群中学校について２４か所、ゆめさとこども園が６か所、  
はなさとこども園が２８か所で、合計９５か所の自動水洗化を予定しておりま  
す。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ありがとうございます。

あと、確認といいますか、ここに載ってないんですが、私が全員協議会で要望させていただいて、いい答弁が頂けなかったんですが、PCR検査の拡充ですね。先ほども出ましたが、これが載ってないということなんですが、やはり、ちょっと私としては残念なんですが、この件について、ちょっと答弁いただけるでしょうか。やはり、同じようにPCR検査、今の時点では考えていないという形なのでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

PCR検査の費用でございますが、今回の第2号補正につきましては、計上してないというような状況でございます。御承知のとおり、先ほど御承認賜りました専決処分の第1号補正の中で、生駒郡における広域の施設整備ということで、一定予算措置をしたところでございます。ですので、今回の補正におきましては、まだ個別の方からのPCR検査並びに、また個々に対しての何がしかの支援という部分でのメニューとしては、今回計上していないというのが現状でございます。

○議長

井戸議員。

○4 番

ありがとうございます。

今回計上できなかったということで、分かりました。今後に期待しますし、一般質問でも取り上げるので、あまりですね。その確認だけでした。ありがとうございます。

○議長

森田議員。

○8 番

今の自動水洗の件ですけども、物品の購入に上がってるんですけども、これ工事は要らないんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

自動水洗化の御質問でございます。

トイレの蛇口ですね、自動水洗化するに当たって、2通りのやり方が考えられます。一般的にはですね、電気配線工事をやって、手を差し伸べて水がじゃーっと出てくると、それがよくあるような自動水洗化やと思うんですけども、今回我々が考えておりますのは、そういった電気工事を伴わないで、蛇口だけを、乾電池の入った蛇口というのがございまして、それを採用するというふうに考えております。それにつきましては、昨年度ですか、南学童でそういう方法で実施させていただきまして、金額的にも安価でありますし、電池の寿命も約2年ほどもつということでございますので、今回の工事は、通常の電気の配線工事を行わないで蛇口のみを取り替えると。その蛇口の中に乾電池が入っていると、そういう方式でやっていきたいと思っております。

○議 長

森田議員。

○8 番

そういうことじゃなくて、これはどなたが取り替えるんだということになるかと思うんですよね。物を買って、そのままで済まないと思うんですよね。調達先も変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、それをちょっと御答弁いただきたいと思うんですけど。

○議 長

教育部長。

○教育部長

工事は誰がするのかということでございますけども、当然箇所数も相当ありますし、金額的にも相当かかってまいりますので、当然業者発注と、そういう形で考えております。

○議 長

森田議員。

○8 番

それとですね、民生費のところでは給付金が計上されてるんですね、1人当たり5万円で300人ということで、非常に私これ、人数が、本当に町内でこれだけ支給される方がいらっしゃるという驚きがあるんですけども、絶対数が幾らで、これが何名支給されるのかですね。児童数というんですかね、子どもが何人で、300人が支給しないといけないとなってるのか、その辺が分かればお答えください。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの質問にお答えします。

一応、対象者につきましては、高校3年生までの支給を受けている方などの対象で、障がいのある方は20歳未満としています。新生児については、令和4年2月までに生まれた子を対象としています。その中で、大体2,300人と。その2,300人のうち、令和3年度の非課税世帯が幾らあるかということで、今、住民税を課税したところで、非課税世帯は何人か分からないんですけども、今、県のほうでは概算が出されてまして、多めで260名ぐらiyorうなという事は聞いてるんですけども、若干それより多く見さしてもらって300人と、あくまでも多めの人数で積算して上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。

人数は私、こんだけいらっしゃるのかなという驚きがあるんですけど、それは別として。

それとですね、パッカー車をリースされるんですかね、これから。何か、お話によれば、パッカー車が転倒したというような状況を聞いてるんですけども、どういう状況で転倒したのか、そのパッカー車がどれぐらいの経年たってるのかお尋ねします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今回、パッカー車の債務負担行為、上げさせていただきました。3月の26日の日なんですけれども、通常の収集に回っているパッカー車が山手櫛原の方面で、連日雨が降っておりまして、落ち葉がたまっている急な坂道がありまして、そちらのところを登っている最中、ちょっと失速をしまして、そのままずるとブレーキをかけているが、滑って下りてきたと。そのままハンドル不能になりましたので横転したという事故が起きました。それによりまして、その車両なんですけれども、平成17年式の車両で、もう16年ほどたつ車両でございます。ただ、この車両もリース車両で借受けしてる最中でありまして、その車両につきまして、今回新たに、その車につきましてはリース会社のほうと話をしまして、廃車という方向にさせていただきまして、修繕費用につきましても、かなり高額な修繕費用がかかるようなので、経年劣化もありますので、

新しい車の導入という形で出させてもらってるところでございます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

今の御答弁であればですね、リース期間中というお話あったんですけども、リース期間中であれば、その残存の期間はどのような扱いになるのでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

リース期間中ではございますが、リース契約の中には、走行が不能になった場合、双方の協議によって解約をできるという条文がありましたので、そちらのほうは、修繕をするかどうかという相談をいたしまして、リース会社のほうとも、今の段階で修繕をして、今後あと何年もつんだという話もありましたので、リースのほうは解約という形でさせていただきました。

今回の債務負担行為をさせていただいた中身の車両の購入なんですけども、これは新たにまた入札という形でのリースというふうに考えております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。

この頃、町有車の事故が非常に多いものでですね、安全運転とかですね、事故を起こされた方も受けた方も非常に負担が大きいものですので、その辺の教育も含めて徹底していただきたいと思えます。

それと、駅周のことですけども、これでほぼ終わるというふうに思うんですけども、昨年3月11日の全協で事業費の一覧表を頂いてるんですけども、これでもう最終なんですか。私は今回のことを加えてですね、もう一度こういう資料が出てくるのかお尋ねいたします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

駅周事業の費用ですね、こちらのほうについては、全協でも説明させていただきましたが、86億少しということで、今のところは数字が出てますということで、ただ、今回保留地処分が終わりましたので、事業が完了ということで、

今回、契約も調べて解散の申請も出されてます。今後、改めて財産といいますか、組合の処分金も含めての決算がなされますので、ちょっとどういう数字になるかはまだ不確定で、おおむねこの数字については変わらないということで御理解いただきたいと思います。

○議長

森田議員。

○8番

組合が解散するに当たって、赤字だということはまず考えられないと思うんですけども、何ぼか平群町には返ってくるんでしょうかね、お金が。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

内容についてはちょっと確認できておりませんので、今はお答えできないので御承知ください。

○議長

ほか、質疑ございませんか。下中議員。

○11番

10ページの総合計画と総合戦略のことについてお尋ねいたします。

第6次総合計画、第2期総合戦略ということですねけども、まず初めに、両方とも、5次総合計画は、前期は検証できてると思います。また、第1期の総合戦略も去年で終わってますので、検証ができているのかどうか、まずはお尋ねいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

下中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

現在、5次総計と総合戦略の効果検証につきましては、現在まだ取り組んでいる途中ということで御理解賜りますようお願いいたします。

○議長

下中議員。

○11番

まだ現在取組中ということは、全部検証が終ってないということですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今現在、検証に向けて、内部で職員の手で、5次検証とかにつきましてはやっていくということなんですけれども、今、それらに向けて、こういった形で内部でヒアリングを行ったりとか、また、5次の連絡協議会の委員さんとか、そういったところで、5次の検証を確立させていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

総合戦略については去年で終わってますわな、実際。だから、これはもう1年たってるので、検証ができていて普通だと思います。できるだけ早くやっていただきたい。

それと、5次総はね、これも私何回も一般質問してますねけどもね、もう前期の分はできていて普通ですわな。前期の分を見て後期を見直すというふうになってますのやからね。今、後期もあと2年ですやんか。だから、5年のうちの3年過ぎるわけですわな。だから、やはりその辺はもうちょっとスピード感を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとね、これ実際、6次総合計画は4年が任期満了ですなけども、そこまで、どのぐらいのスピード感を持ってされるか分かりませんなけども、現在予定されている事業は完了と言ったらおかしいですけども、その事業に向けてのやり方というのか、いろいろありますなけども、そのスピード感についてはどのように考えておられますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回の第6次総合計画の策定に向けた取組ということでございますが、今回、補正予算を可決していただきましたら、業者選定を8月中には終えていくと。そういった中で、今回、総合戦略と第6次総合計画ということで、二つの計画を策定を行うということでございますので、それでも1年半しかないといった中で、ある一定、来年の12月までにはもう素案等を確立させていきたいなというふうな形で、今取り組んでいこうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。



○ 1 1 番

ということは、6次総合計画は4年が満了ですので、そのぐらいで十分だと思いますけども、総合戦略、これ第2期ですわな、実際制定するのは。これについても、少し時間が空きますねけども、同じような時期になるということですよ。よろしいですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

第6次総合計画と合わせた形で、総合戦略も、同様に令和5年度を初年度として第2期の総合戦略を策定予定ということでございます。

以上でございます。

○ 議 長

下中議員。

○ 1 1 番

ということは、総合戦略については少し時間が空くということですよ。2年で終わって5年から開始ということは、3年間ブランクあるということですよ。ねけども、いい面は引き続きやっていくということで、これも一般質問の中でもいろいろありましたけども、できるだけスピード感を持ってやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第8 議案第35号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第35号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

第三セクター債については平成24年からですから、もう既に今年9年目ということになるんですけどもね、一つ確認しておきたいのは、2018年、平成30年の5月18日の全員協議会で、駅周の絡みもあったと思うんですが、この三セク債の返済額を、あの当時、第2次健全化計画をつくった後ですね、それはそれで、そのとおりにいったかどうかは別に、あんまりいってないと思いますが。ただ、またちょっと駅周で債務保証が増えるということで、要するに、ここ二、三年が一番大変になるということですね、年2回のうち、本当なら5年間で9回、1回は半年ですね、その年は。それで、元金9,000万円の支払いを繰延べすると。その後、負担は増えるけれども、取りあえず赤字団体回避という意味合いもあったと思うんですが、そういうことをやって、その後、その話は全く出てなくて、今日のこれだけを見ると、途中で変わったという話はありませんから、実行できなかったんだらうなと思うんですが、それを実行できなかった理由というのは何なんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

第三セクター債につきましては、平成30年度当時に、確かに全員協議会のほうで協議をしていたということでございます。財政の背景といたしましては、文化センターの用地費等で補助対象にならなかった分とか、実質単年度収支が

赤字になるとか、そういった厳しい状況であったということから、当時は償還期間は延長せず、4年間の元金返済を1,000万ずつ繰延べするというふうな形を検討しておりました。しかし、その執行につきましては、奈良県の町財政の認識とか金融機関との調整が調わず、実行には至らなかったということでございます。この結果につきまして、議会の皆様に御報告をしていなかったことにつきましてはおわび申し上げたいと思います。今回につきましては、奈良県の重症警報が発令されまして、町の財政への認識等も変化しておりまして、また、緊急財政健全化計画の達成に向けて、奈良県とも協力いただいていることから、改めて借換えの協議を進めさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

この十数年、財政大変ということで、そういう健全化計画も何回も策定しですね、駅周や文化センターや、それらの絡みも含めて、開発公社の問題も含めてですね、いろいろと議会のほうには報告していただいて、町の提案なりに対して議会としても意見を言い、やってきて、その中で、これは結構9,000万って、今4年と言ったけど5年なんですよ。実際4年半ということになりますけど。それね、そういうのを、できなかつたらできなかつたで、きちっと報告してもらわないと。全くやりっぱなしで、それがどうなったか。さっきの議案の下中議員の質問に対してだって、検証をまだやれてない、2年前に終わったのができてないとか、それじゃね、また同じようなものをつくって、どこまで進捗したのか、できなかつたのはなぜなのか、そんなことも一切分からずにまた新しい計画を立てるといようなことでは、いつまでたつたってよくならないと。たまたま何かいろいろ国から来る金とかが増えれば、何か結果としてはうまいこといったように思ってるけど、実際の計画とは全然違うことでよくなってるというように思っていますので、その辺はきちっとしてくださいね。

それからですね、さっきも言いましたが、24年から始まって、既に今、平成で言えば33年ですから、もう9年たって相当払ってるわけですよ。もともと18億7,670万ということですからけれども、今元金幾ら残っているのかということが一つですね。それと、現在の残額と、これは元金でしか分からないと思いますが、あと年間返済額というのは、例えば今年度、この議案前というか、去年でも今年でもええですけども、幾らぐらいの返済、公債費として出

てるのか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

第三セクター債の現在の元金の残高ですけれども、令和3年5月31日の償還を終えて、今現在、12億4,924万6,000円が元金として残っております。そちらのほうを本日、議決を頂きまして、同利率で借換えした場合、今まででしたら、今度、令和3年11月30日に、本来であれば、元利で5,886万7,000円を支払うところ、今後、借り換えた場合ですけれども、それが3,358万円ぐらいになるというふうな形の、今、計算見込みをしております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

いや、違うやん。だから、残金は分かりましたけど、要するに、さっきちょっと言いましたけど、年間で5,000万、要するに、今年はまだ前期払ってるから、5月払ってるから11月に払う分だけなんで、半分で2,500万と言いましたけど、来年度から要するに5,000万減るわけでしょう。その金額、例えば、来年度じゃあ、金利、どう変わるか分かりませんが、取りあえず今の0.7何がしの金利で4,520万、利息は残り10年間増えるわけやから増えるわけですけれども、例えば来年度で言えば、元利含めて、これをしなければ幾ら払って、これをしたことによって幾らになるのか、その差が要するに町の支出が減る分でしょう。それが知りたいと言ってるから、それを言っていたら。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、令和4年度に支払う元利の償還、現在のままでいきますと、1億1,711万6,000円支払うことになっております。そして、借換えした場合につきましては、6,686万9,000円になります。そういった中で、その差額といたしまして、約5,020万程度が償還が減額されるということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

これでいけば、緊急財政健全化計画の5年間で利息は減っていきますから、差額は減っていきますけども、大体5,000万から4,500万の間ぐらいで減っていくんで、例えば5,000万平均とすれば、4年と半ですから、2億とちょっと減るということですよ。

さっきの議案の話になりますけど、これもだから、昨年度の決算を見れば、これも10年も延ばす必要ないんじゃないか。今のままだったら確かに毎年の公債費が11億超えてくるから大変なのは事実です。でも、それをもうちょっと緩やかに、例えば5年にすることだってできたんじゃないか。金利ははっきり出ませんが、4,500万円増えるところが2,000万から3,000万の間で済むかもしれない。そういうことも、本当なら出していただいですね、できるだけ全体の経費を抑えるという、それはあれですよ、もともとの緊急財政健全化計画の前提となるのがあのままだったらこれでもよかったかもしれないけども、3億も1年で改善しちゃって、あとは分かりませんが、管理職の給与も年間1,800万、3年間で5,000万以上のカットになるわけですから、そういうことも見込めばね、もうちょっと緩やかにして、金利を抑える、そういう考えもあったんじゃないかと思うんですが、そういう検討は一切しなかったのか。それと、これは県との関わりでこうせざるを得ないのか、その点はどうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回、10年間期間延長することによって、確かに利子が4,500万、負担が増えることは事実でございます。期間検証とかしたのかということなんですけど、当初から10年間ということで検討しておりました。それにつきましては、今現在、これからの10年間というのが緊急財政健全化計画とかによって大変な時期でありますので、その時期に一定の効果を出して、そして今後、奈良県の無利子融資とか、そういったものを踏まえて、財政収支というのを均衡に保つのが一番の目的ですけれども、そういった部分の余剰ができれば基金を積み立てたり、今後の既発債の繰上償還等を行っていきたいというようなこともありますので、町のほうから10年間というふうな形で県のほうにも協議を行ってきたということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

ということは、決算出てなかったからというのもあるやろうけども、ということは、これは9月議会でもよかったわけよね、11月からの支払いやから。ただ、議会の議決を得ないと最終的な交渉ができないというのはもちろんあるんで、そこは理解してるんですけども、でも、ちょっとその辺ももうちょっと柔軟に、それこそ中長期的にも含めてね、日々というか、毎年毎年前提条件が変わりますから、その辺はちょっとね、そういうことももうちょっと見極めながらやっていただきたいなというふうに思います。

これ、余談ですけどね、この土地、18億7,670万円。これ、簿価ですよね、もちろん、開発公社ですから。当時の鑑定評価額。当時、もう9年前に議論したことですからあれですけど、2億8,750万です。だから、簿価に対して鑑定価格が15.37%、それだけ土地の値段が下がったということも、バブルのときに買ってるというのもありますからあれですけど、これの負担というのは、16億も町としては損してるわけですね。町が損するということは、住民が損するということ。そういうこともあるんで、できるだけ負担を少なくしていただきたいということはお願いしておきですね、さっき言ったように検証のほうは、これは検証じゃないですけども、今後はそういうことも含めて、今後も借換えするような部分があるのかどうか分かりませんが、お願いしておきたいというふうに思います。

○議 長

質疑、ほかございませんか。長良議員。

○2 番

この議案35号に当たって、皆さん方にちょっとお願いがあります。

私の義理の父親が町長をさせていただきまして、4年ごとの任期でやりくりしてまいりました。目の前に座ってらっしゃる西脇町長も4年ごとの任期の中でね、次のこと、次のことを考えながら施策を打っていった。今、役場で職員でいられる方々は、40年間のお勤め上げの中でいろんな職域に行って、皆さん町民の方々に喜んでもらう、そういった方々で、一生懸命町民の方々にいろんな福祉サービス、行政サービスを行っている。僕、こうやって20年を30年に延ばす、ずっとこの議案を見てたときに、4年任期やったら2年半延びることになる。やはり、選挙で選ばれた人間、4年ごとの任期で、我々、行政を見てる中でね、やはり町長も4年の中で何か結果を出したい、出したいと

思いながらずっと行政を見守ってると思うんです。役場の職員の方々も一生懸命やられてるのはよく分かりますけれども、できることならば、この4,520万、10年にわたったら450万ぐらいの金額やといえども、なるべくなら短い期間で返しながらか、皆さんに喜んでもらう。延ばしたら、返す分は少ない。その分、次に、西脇町長、何期もやられるかもしれませんが、その中でね、やはりいろんな公約をさっとできやすいようなお金の組み方というのは単年度で、僕は2年しかまだやってないけど、組んでいく中でね、この10年延ばす、この何て言うかな、僕はまだまだ表現が上手じゃないかもしれんけど、回しながら、まちづくり、町制50周年というような町の中で皆さん、事業をしてるんでね、この議案、このままいくんだと思うんですけれども、やはりちょっともう1回精査していただいて、やはり特別職の方々が伸び伸びと、こんな施策どうやないかとできるような形で、皆さん勉強してやってくれたらありがたいなと思います。

どうぞよろしく申し上げます。別に答弁はいいです。すみませんが頑張ってください。よろしく申し上げます。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
午後 3 時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 4 2 分)

再 開 (午後 3 時 0 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 9 議案第 3 6 号 平群町旧中央公民館解体撤去工事の変更請負契約  
の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第 3 6 号 提案理由説明

○議 長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。山  
田議員。

○ 9 番

今、図面上では耐火れんがになってたけど、現実的には煙突の内部にアスベ  
ストが含まれる吹きつけ材があったと。図面とは違うかったという説明があっ  
たんですけど、本来、解体の設計となるとね、もちろん図面を基に設計を進め  
る。今、一番解体の値段を左右するのがアスベストの問題なわけですよ。一番  
ネックになるのはアスベスト、そういう意味では、通常、解体を設計するんで  
あればね、図面と現地の差異も含めてしなければ、工事費に大きな差異が出て  
くるというのは誰も分かってる、コンサル業務みたいなのは分かってるはずな  
んですよ。そういう意味では、そういうのを怠ったということになるのではな  
いかなと思うんですよ。

それともう一つ、これだけ減額ができるというのは、ある意味、一概に批判  
はしませんけど、過大設計であったんじゃないかと。防音パネル、防音シート、  
よく問題になります。もともと防音パネルにしても、解体工事にとっては設置  
期間が短いし、変動していく中ですね、防音パネルが果たして必要なのかと  
いうことですね、防音シートによく変わるわけですよ。そういう意味では、



その辺の設計業務の在り方にも問題があったのではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま御指摘いただいた点でございます。

解体設計業務の発注に当たりましては、当然建設当時、年代が昭和47年ぐらいの非常に古い建物でございますので、アスベストの含有について、できる限りの資料を見ながら検討したところでございます。一つ経過を申し上げます、平成21年当時に旧中央公民館も含めて、町内公共施設のアスベスト調査を実施しております。そのときは、いわゆる吹きつけ材のアスベスト調査を実施したということでございます。その結果、中央公民館部におきましては、大ホールの天井の吹きつけ材にクリソタイルが検出されたということで、その部分は既に撤去しております。そういう経過も踏まえまして、今回、解体工事の設計業務を発注するに当たりまして、既に大ホールの部分についてはアスベストの含有はないと。その他の箇所についても、図面上はアスベストの含有が大きく疑われるところはないということで設計図書を作成しております。設計図書におきましては、アスベスト含有材の有無については、町のほうから提示する図面により確認することということでしております。先ほど、一部ですね、事務室に下にあったPタイルのとかの建材部分については、建物内部の仕上げ表におきまして、相当古い年代の材料を使っているということで、アスベストの含有が判明しておりましたので、そちらについては適正に処理するように設計書に記載していたところでございますけれども、今回判明しました煙突部分についてはですね、当初の設計図面では、内部は耐火れんがであるということで、アスベストの含有はないという判断の下に設計図書を作成して工事発注に至ったわけでございますけれども、実際、現場の工事、着手するに当たりまして、業者との立会の中で、どうも耐火れんがではなくて断熱材が使われておると。恐らくアスベストの含有が疑われるということで調査をした結果ですね、アスベストが出てきたと。それにより、費用が発生したということでございます。

また、空調のダクトパッキンについてもですね、一定その慎重性を欠いていたところがあるのは否めませんが、設計に当たりまして、建物内部を破壊してまで、その辺の調査に至っていなかった、その辺については慎重性に欠けたというところは反省しております。

それともう1点、減額の要素の件でございます。

減額の合計として400万円ほどの減額になっております。当然、当初から

そのように減額できていたのではないかというようなところがございますけども、足場、防音パネル、万能鋼板壁についてですね、それぞれ減額を行っておりますけども、それぞれ現場状況を勘案しながら、また労働安全規則に抵触しない範囲でですね、増額に見合う減額要素を探す中で、設計者、発注者、そして工事施工業者と十分な協議をする中でこのような減額をさせていただいて、結果的に124万9,600円の増額の変更契約をさせていただくと、そういうことでございますので、御理解お願い申し上げます。

○議 長

山田議員。

○9 番

ある意味理解はしてるんですけどね、今のお話の中でね、アスベストの分類を細かく、今忘れちゃったけど、1類、2類、3類と分かれてますよね。飛散するもの、通常そのままでは飛散しないけど、解体等に伴って飛散するもの、それから設備機器、配管等に含まれるもの。そういう意味で、平成21年度に町が調査をやられたことも分かってますけど、それはあくまで図面上であって、実際解体するときは、その可能性のあるものについては現物を採取して、アスベストの実地調査をやらなければならないのでやってるんでしょう。やってるけど煙突は抜けたということでしょう。今のお話聞いてますと、図面上だけの判断でええということやったんですか。それやったら、これだけの金額で済んだこと自体がよかったなと思いますよ。それ、どうなんですか。本当に、解体業者さんは、自分たちの責任があるので、サンプリングしてなければ必ずサンプリングするんですよ。それが国・県の指導なんですよ。飛散物でなくてもね、吹きつけ材でなくてもね、天井材であつてもね、明らかに入っていないもの以外は、年度によって入ってる可能性のあるものはするんですよ。でも、今のお話やったら図面上だけの判断でやったんですか。これだけの追加であれば、よかったなと思わんといかんと思うんですけど、どうなんですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

アスベストの含有の判断につきましては、解体設計業務の発注の仕様書において、アスベスト含有建材部分について、提示する図面で確認しろということでは指示をしております。その提示した図面においてはアスベストの記載がなかったということで、今回のような結果になったわけでございます。

アスベストの分類についても、今議員のほうからおっしゃいましたように、レベル1、2、3とそれぞれ分類がございまして、最も危険な部類であります

レベル1の吹きつけ材については平成21年度に撤去しておると。今回新たに分かった煙突の中身の断熱材、それと、空調ダクトのパッキン類については、やや危険度が低いアスベストであったと。これはちょっと追加の説明になるんですけども、発注に当たりましたは、こちら平群町側が提示する図面により判断するというような指示になっておりましたので、業者のほうはそれに基づいてやったということでございます。

○議長

山田議員。

○9番

今さらやいやい言う気もないんですけどね、そういう手違いが起きてるといふ現実を踏まえたときにね、何かしら平群町、追加工事が多いような気がするんですよ。北小学校の体育館の屋根の改修においてもいろいろなトラブルもありましたでしょう。安けりゃいいで、する気があれば、順番が当たればいいというような、そこはデメリットばかりではなく、メリット、いいところもあるんですけど、という、入札制度自身もね、そろそろ見直していかんといかんの違うかなと思うんですよ。というのは、そういう失敗と言え失敗まではいかないのかもわからないんですけども、いろいろトラブルがあった、この業者さんじゃないですよ、トラブルがあった業者さんを今後、通常どおり入札に参加していただくのかどうか、いろいろ県なんかでも評価をつけていってるわけですよ、業者の評価をね。そういう意味では、今入札制度も、どうしたらいいのか私も分かりませんが、そういうトラブルがいろいろと出てくる、追加案件も比較的多いという中では、ちょっと考え直していく時期に来ているんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。そっちじゃないかもわかりませんが。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず、教育委員会のほうからは、まず今回のような解体工事が今後発生する場合につきましては、今回の教訓ではございませんけども、今回と同じような轍を踏まないということも含めまして、より慎重に設計業務、解体工事を進めてまいりたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

入札制度の見直しが必要じゃないかということでございます。

今回、低入札価格の要領をつくってやらせていただいたという案件なんです

けども、業者にペナルティーという話も議員おっしゃってるかなと思うんですけども、後々アスベストの使用が確認されたということでペナルティーを与えたというのは、ちょっと県のほうにも確認する中ではないという話も聞いております。ただ、今おっしゃられてるのは変更契約が多いんじゃないかと。安ければいいんじゃないかというふうなことでは駄目だろうということをおっしゃられてるんだらうと思うんですけど、その辺につきましては、工事の内容も見ながらですね、適切には対応していきたいと思っておりますけども、入札制度につきましては、常々我々も敏感になって対応していったつもりですので、今日頂いた意見を参考に、また今後、考えていきたいと思っております。

○議長

山田議員。

○9番

アスベストがあったからペナルティーというだけではないんですけど、やっぱり委託請負業務の中で瑕疵が出たと。工事施工者にとっては瑕疵がないのかもしれませんが、これまでも瑕疵といいますか、いろいろトラブルになった業者もある。平群町にとってどうなのかということも含めて考えていかなければならないのではないかとということなのでね、今だけにとどまらずですね、やっぱり入札制度もいろいろ、いろんな自治体の制度も、時代の流れによって変わっていったらうのでね、そろそろ平群町も今のままだけでは、町内業者数も減ってますし、そのことも含めて見直していかなければならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。これは答弁結構です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。井戸議員。

○4番

私たちはちょっと今の説明では納得いかない部分が多々あるんですが、町がどうなのというより、まず業者が現場をチェックされて、この当初契約額7,370万円。ましてや、アスベストという特殊な部類を専門で扱うところがあって入札がここだけでしたっけという状況の中で、なぜこれを最初に分からなかったのかなというのはあるんです。そういうのも盛り込んだ上で、リスクも背負った上の金額を出してくるはずなんですけどね。そこがまず分からないというのが一つです。町のほうもそれを予想してたのか、増額も予想してたのかということも聞きたいです。

さらに、その減額ですよ。これもやっぱり不自然というか、やっぱり納得いかないのが、今まで増額補正はたくさんありましたけど、減額補正ってないですよ。これ何も、これもし増額の規模がなければ減額していただいていたん

でしょうか。そう考えたらね、この400万って大きいですよ。平群町の本当にもうあれですからね、血税といいますか、大きいです、この金額が。だから、そう考えたときに、どう考えても防音パネルを防音シートに変更って、プロだったら最初から分かってたんじゃないの、300万って思うんです。その辺ちょっと分かる範囲というか、納得ができないので、教えていただきたいですね。僕は別に町がどうかというわけじゃなくて、やっぱり業者のほうプロですから、その辺踏まえて、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず、1点目のアスベスト含有の件でございます。

この件につきましては、先ほど私、少し申し上げたところでございますけども、昭和47年当時の非常に古い建物を解体するということで、我々としてもですね、アスベスト含有の建物を解体すると、そういうことに対してですね、注意点が欠けていたのかなというところは反省するところでございます。また、業者のほうも、当然応札に当たって、現地のほうは確認してると思っています。町のほうから現場確認ということではなっておりませんが、当然応札に当たっては、現地は確認をされていると、そういうふうに思っております。ただ、町的设计図書の方におきまして、町のほうから提示する図面にアスベスト含有の記載がなかったということで、業者のほうもそのまま応札に応じたということで、御理解をお願いしたいと思います。

それと、減額の要素の件です。

400万の減額ということで、非常に大きな減額でございます。仮に、増額がなければこの減額がなかったのかということになれば、確かにその辺は非常にお答えしにくいところでございますけども、当然、増額の要素が500万ほど出てまいりましたので、何とかその増額に見合う減額要素を探しにいくと、そういった中で、協議の上ですけども、このような減額ができたわけでございます。ただ、減額に当たっても、やみくもにここをこうしろとかしたと、そういうことではございませんでして、足場の建柱の変更につきましても、当初は900ミリということで、作業の安全性を考慮した上で900ミリというような足場床、作業床ですか、それを計上しておりましたけども、業者とも協議した上で、労働安全規則がございまして、その規則に抵触しない範囲で安全性が確認できると、そういう協議が調いましたので、変更させていただいた。その後ですね、防音シート、万能鋼板壁の変更についてもですね、言ったような防音効果が得られると、そういうような協議を経て減額をさせていただいた

ところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

質疑、ほかございませんか。長良議員。

○ 2 番

この36号議案なんですけれども、公民館、ほとんど跡形もなく終わろうとしています。僕、終わったことに対しては仕方ないことやと思うんですけど、我々、総合文化センターができて、まだまだしまいをしていかなあかんところ、建物がいっぱい残ってる。今回、プールもそうです。跡地利用というのは本当に難しい問題で、いろんなことを各課で仕事をしていただいていると思うんです。そのための部長制になって、横縦の流れでこんな事案ある、こんな事案あったんやから、別に教育部長を責めるのが僕らの仕事やないと思うんです。申し訳ないですけども、横と縦の連携を持ってね、次またしまいして、また新たなもんをクリエイトして行って町民の方々に喜んでもらうのが我々の仕事なんでね、申し訳ないですけども、縦と横、せっかくつくった部長制ですので、関連しながらね、なるべく経費を抑えて次の事業につながるように、申し訳ないですけど、どうぞよろしくお願いします。答弁は結構です。

せっかくしてもらってるのにね、文句ばっかし言うのは我々の仕事やないと思うんで、申し訳ないですけど、縦横の連携だけ必ず密に、昔あったもん、分からなかった、ごめんなさいと、そういうわけにはいかない。やはり50周年来た流れの歴史の町を大切にやってほしい。行政の方々、いろんな細かい部分、仕事されてて、御苦勞で、僕みたいな人間やったら気づかんところまで細部にわたって世話していただいていると思いますけれども、これからまだまだ新しいもん、どんどんつくって行って、町民に魅力あるまちづくりしていかないといけない、それは我々の役目やと思っておりますので、どうぞ協力してやってください。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

質疑、ほかございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

ちょっと初めから聞くで。

この事業はね、4,000万ぐらいで解体できるって当時やったな。それが8,000万ほどになった。何でやと、こうなるわけ。これはこれとしてね、コンサルの話出たね、今。このコンサルね、当初、僕の調査によるとね、今のコンサル、もともとのコンサル、もっと安かったん違うか。それが、これは2回目やろう。入札制度に問題あるというのはね、僕が清掃センターの関係で、前、皆さんここでいろんな提案したはずやで。例えば、うちら平群町で一級建

築士の職員さんがおいでになったらこれは別ですよ。専門職の方、そんなおいでにならないでしょう。建築解体するのはどうして積算しますか。おおむねですよ、平米当たり何ぼかかんねんとか、自分ら、言うて悪いけど、サービスしてもろうてるんちゃうんかい、はっきり言うけど。そこに大きな問題があんねや。俺、いつも言うてんねん、これ。違うか。当初そうやったやろう。2回目もそうやろう。2回目は今度、大阪の業者にしたやろう。落ちへんかったやろう。またそこへ、その一番近い人、そこまで来てもろうて契約したん違うか、コンサルの方とね。その最初の人も2回目の人も、これ、概略これで幾らぐらいかかるという積算根拠、金出したんか。まず聞こう、それ、どうやの。

○議長

教育部長。

○教育部長

解体設計工事の入札の件でございます。

当初ですね、公民館を含む三つの施設の解体設計工事の入札ということで、当然、平成31年度に業者発注をしてるところでございます。解体設計の発注をするに当たりまして、当然教育委員会のほうではそういった専門的な知識を持つ人間もおりませんので、やはり今議員がおっしゃられましたように、業者のほうにですね、どれぐらい費用がかかるのかというような見積りを徴収することになります。現状として、正直なところ、無料で見積りをさせていただいて、その価格を参考にですね、町のほうで設計書みたいなものを作りまして、それに基づいて設計業務を発注したところでございますけども、結果として、その見積りを頂いた金額では落札がなかったと、そういうのが現状でございます。2回目につきましてもですね、町の予定価格内の応札がなかったということで、入札不調になったところでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

それで、2回目が不調になった業者に一番近い業者と随意契約してるわけやろう。それはそれとしてね、前に僕、清掃センターの関係で言うたことあんねん、これね。今回はこれ、教育委員会の話ですよ。これはほかの課にもそういうことがあるんですよ。今後ね、見積りについてはお金支払ったらどうですか。それで、必ずその業者を入れない、指名しないというのが基本やろう。ややもすれば、いろいろ、僕はここで言いたくないけども、入れてる部分ようけあるやんか。僕の調査やで、これ。サービスしていただいた設計屋さんをそこへ入れてるときもあるやん。過去の話やで、今、入札制度の改革とか言うて、いろ

んな話あったけど、僕の原点はそれ、まずそれからいかなあかん。サービスでやってもらうことは相ならんというふうに私は思います。

ここで、今後はそれで、その件については松本課長になるのかな、川西部長になるのかな、その件どう思う。契約担当部長としてはね、僕の言うてる提案間違ってるか。その点どうやの。

○議長

総務部長。

○総務部長

今おっしゃられた予算の積算をする時の見積りを取った業者に、無料じゃなしに支払うべきだということでございます。これにつきまして、今までいろいろやってきてるといふ実態もあるんですけど、その辺もね、金利もいろんなところを含めまして、一応確認は、再検討させていただきます。どういうふうに対応するのが正しいやり方なのか、先生おっしゃられるとおりのことも含めて確認したいと思います。

○議長

馬本議員。

○12番

何でそれ言うってね、もしもサービスやった設計業者がそれを落札したらどうなるの。その業者に対しては気の毒やで。こっちはサービスしてるわ、正常なきちっとして入札して、競争原理を働かせて落札されたその業者、おかしい目で見られるだけでも気の毒や。そういうこともあんなや。そやから、きちっとしてかなあかん、こういうことは。それと、今回の件についてもね、いろいろ僕は僕で調査した。それは、コンサルが悪いのか、要するに平群町が悪いのか、それとも施工された業者、今やってる業者が悪いのかね、問題があったのか。これはいろいろ見方はあると思う。僕はね、まずこれには設計だけで施工監理はついてないね、この仕事はね。ついてないでしょう。ここでね、皆さんよく御存じやと思うけど、このぐらいの工事するとね、現説並びに質疑応答があんな、入札まで。これは基本やんか。そうやろう。あなたたちはどう答えてんの。私、質問書持ってんねん、これ。要するに、こういう建築については、建築材料のアスベスト含有材は、仕上げ、表面工で囲まれた成形板など、その他吹きつけ材等にアスベストが含まれていないと考えてよいですか。役場は何言うてんねん、これ。よいですよ。アスベスト含有材については撤去済みですと、こうおっしゃってんねん。これは業者と町の質疑の文書ですよ。これ公なもんや、これ。

ここでもう一つ言うてんねん。今度は機械設備について、これ言うてはる。



本工事に特別管理物、特管物、産業廃棄物のダクトパッキン、保冷剤、保湿剤、エルボとあるが、設計書には記載がない。今回の工事費には含まれていないと考えてよろしいですか。アスベスト調査は行ってないので、工事費に計上していません。アスベストの可能性はないと言えないので、注意喚起のため記載しておきます。このわけ分からん答弁してるけど、こういうことは一応やってんねん、業者も。これね、一つのこれ、今回済んだ話云々とかいう話で、過大設計云々、それは設計屋さんは安全のために90の幅員を60に落として、3階建てやから90にしはったんか、それは私は設計業務、一級建築士でも何でもないから分からへんけども、いろんなここで、施工業者と町と400万に減額、落とすためにいろいろ施工業者も御協力していただいたということに対しては、私は感謝しやなあかんと思う。その代わり一つ、事故なかってよかったねって、まだ工事やってはるけど。それが一つね、私は評価すべきやと思いますよ。そこは、その担当職員さん、巳波部長をはじめ、教育委員会関係者の方々のいろいろな御苦勞も私はあったというふうに思います。けども、施工業者についても御協力いただいたということも私は感謝しやなあかんというふうに思います。

それと、設計業務、この業務に至っても、最初話したように、この業務は2回目も設計してんねん、2回も。こんな今まであり得ない仕事や。そういうこともあるんでね、解体には施工業務がついてええのか悪いのか、これは監理業務やね、これは別として、やっぱり設計図面を見て出すと。そこは、耐火れんが積みやということの図面、私その図面も見ましたが、正直な話、議案もらってから全部調べた。そしたら、耐火れんがって書いてある。それを見てしはったのかね。いや、ここにはアスベスト入ってませんよ、吹きつけしてませんよと。

しかしね、昭和47年建築やろう、完成。ということは、そんだけの間に改修工事されてね、ひょっとしたらアスベストの吹きつけをされてたかもわからへんということやろう、現にあるということはな。そういうことも兼ねて、今後、やっぱりまだ若井の人権交流センター、将来解体しやなあかんねん、これね。そういうことが入ってるでしょう。こういうことも兼ねてね、これを一つの引き金に、徹底してやっぱりサービスの無料の見積りはやめてください。それと、入札はきちっとやって、施工監理云々は別としてね、必ず現説はやってください。入札までに。それと、質疑応答、きちっとやってください。これが基本の原点ですよ。この仕事、現説やってないやろう。全部分かってんねんで。分かっててしゃべってんねん、これ。けれどもね、これ何でしゃべるかと言うたらね、次の仕事あるからや。だから、ひとつ皆さん、よろしく今後お願いし

たいなというふうに思います。そやから、今回は三者、設計屋と工事屋と平群町ありますけども、三者とも、私から見たらやで、一定の瑕疵はあったん違うかなというふうに私は思います。けれども、ようこんだけ百何万に減額していただいたなということは、私は一定の評価をしたいということです。

以上です。

○議 長

答弁はどうしますか。いいですか。

○12番

かまへん。

○議 長

それでは、ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。井戸議員。

○4番

今、先輩議員様からもいろいろ出ました。ちょっとまだ、この状況の中ではですね、私の中では納得できる回答は得られていないということです。やはり、プロはプロ、もちろん、今聞いたのが正しければ、町の答弁にも過失があったかもしれないんですけども、私の持ち得る情報の中でもここしかなかったものですし、アスベスト含有の記載がなかったといっても、そこに関してはやっぱりプロですから、プロが最初の段階で見て、現地調査をしてきっちり判断すべきだと思います。その件と、私が先ほど質問したとおり、やはりこれまで減額補正は1度もなかったのにここだけ出てくるというのが、ちょっとやっぱり不自然ですし、納得できるものではないということで、今後も本当に、ちょっとこういう後出しと言ったらおかしいですけども、後でどんどん変えられるんで、当初の契約は何だったのというふうになってしまうので、そういうことに関して意見を述べさせていただいて、反対とさせていただきます。

○議 長

ほか、討論ございませんか。馬本議員。

○12番

僕は賛成討論。

というのは、今、るるここでオープンになって、僕の見解としては、3者に

問題性があったん違うかと。しかし、結果論としては百何万、130万ほど町のお金は増額になったけども、一定の金額で抑えられた、これは職員さんの御努力もあるし、いろんな施工業者に対する御努力もあったなというふうに私は評価してます。今後、僕が先ほど言いましたように、絶対無料の見積りだけは取らないでください。有料の見積りを取って、その業者は一切入札には入れない。これはこんなん原点。それと、今後、施工するに当たってのやっぱり現説並びに質疑応答、こういうのはちゃんとやってください。現説についても、数社がおれば午前中やるとか、時間を変えて、それで日も変えたら、何社おっても現説にどこの業者が来たか分からない、これが基本でございますのでね、そこら辺のやり方次第でありまして、今回いろんな部分はあったけども、行き違いもあったというふうに思います。僕自身はもう百何万ぐらいで、増額がちゃんとアスベストの分は撤去できたということで一定の評価もしたいなというふうに思うし、今後も理解をしていただいて、ちゃんと施工は、業者に発注する場合は、行政は、先ほど言うたように、無料の見積りだけは取らないでいただきたい。この点も付して賛成討論といたします。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

別に反対するわけじゃないんですけどね、今ずっと聞いててね、それぞれもつともなこと。私は聞いてて一番思ったのは、平群町の職員の中に、要するに一級建築士とかですね、そういった専門的な技術職の方がいないというのがやっぱり大きい問題、今日いろいろ出た意見の中でね、聞いてるとね、あると思うんですよ。これは別に何も工事関係だけじゃなくて、その他のことでも言えることはあるんですけども、特に工事の場合、私なんかは全く素人ですから、先ほどから山田議員とかの話聞いてても、納得できる部分もあるし、ただ、それを聞かなければ全然分からないという部分もあるんでね、職員の方も一緒だと思う。そういう意味で言えば、やっぱり技術職の人をきちっと、もちろん給料の問題もありますから、どうか分かりませんが、町の方針として、さっきから出た意見も踏まえてですね、やっぱり専門職の人をきちっと入れていくというのは大事ではないかと。今回の場合、私は反対はしませんけれども、今後のために、今馬本議員からあったように、どっちにしても、旧人權交流センターの解体もありますからね、そういうことも、今後もこれからはあることなんで、ちょっとそういうことも視野に入れていただきたいなということもお願いしてですね、この議案については賛成をいたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。山田議員。

○9 番

一言だけ。賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど私もいろいろとお話をさせていただきましたけども、設計業者、また施工者にとって大きな瑕疵があったと言っているわけではございません。いろいろな少しの行き違い等もあったので、今馬本議員もお話ありましたけど、私としては、その中の一つで、一番の問題点が、設計監理も含めてやっていなかった。財政厳しい中で、財政出動を少なくするためにそういう選択もされたのかもわかりませんが、設計業務を発注した時点で同時契約でもいいと思うんでね、監理も含めてしていただいてですね、しっかりとその辺の、工事費についても、監理を含めてしていただくということで、今後検討いただきたいと思います。そういう意味で、特に業者のほうに瑕疵があったというわけでもないと思いますので、この議案については賛成をいたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第36号 平群町旧中央公民館解体撤去工事の変更請負契約の締結については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 同意第4号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第4号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員清家衛は、令和3年8月29日をもって、任期満了するから引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月15日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘2丁目1番1号

氏 名 清 家 衛

生年月日 昭和26年12月3日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありましたように、同意第4号の公平委員会委員の選任に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する者となっております。

清家衛氏は、令和元年12月より町公平委員として御活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き公平委員としての御活躍をしていただきたいと思いますと考えておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

続きまして

日程第11 同意第5号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第5号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員梅本利政は、令和3年6月21日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月15日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑1151番地

氏 名 梅 本 利 政

生年月日 昭和29年9月1日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第5号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に明記されているとおり、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者となっております。

梅本利政氏は、平成26年9月より教育委員会委員として御活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き教育委員会委員として御活躍を頂きたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

続きまして

日程第12 同意第6号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

て

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第6号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員高木敦子は、令和3年6月21日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月15日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台5丁目7番4号

氏 名 高 木 敦 子

生年月日 昭和53年10月26日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました同意第6号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に明記されているとおり、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者となっております。

高木敦子氏は、平成30年9月より教育委員会委員として活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き教育委員会委員として御活躍頂きたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり



○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより同意第6号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

続きまして

日程第13 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第4号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年6月15日

提出者 山口昌亮

賛成者 稲月敏子

〃 植田いずみ

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次

のように改正する。

第3条第1項中「100分の9.2」を「100分の8.2」に改める。

第5条中「28,500円」を「27,500円」に改める。

第23条第1号ア中「19,950円」を「19,250円」に改め、同条第2号ア中「14,250円」を「13,750円」に改め、同条第3号ア中「5,700円」を「5,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。山口議員。

○7番

提案理由は末尾に書いておりますけれども、これは読んでいただければいいかなというふうに思っています。それと同時に、議案資料として、A4の裏表、数字いろいろ書いてますが、これをちょっと説明させていただきます。

まず最初、2021年度国保税算定のバックデータというのがありますが、これは毎年1月に、今の県単位化になってからですね、奈良県のほうが、平群町の場合、この税率でいけば、平群町の令和3年度はこれぐらいになるという予測の数字です。それが、医療分についての所得総額、後期分についての所得総額、介護分についての所得総額で、同時に被保険者数、世帯数ということで、こういう数字を県のほうが大体やってると。ちなみに、2020年度、令和2年度については、大体県の数字と平群町の実際の数字、そんなに大きく変わらなかった。令和元年もそうですね。平成30年度については、平群町の被保険者の減り方が非常に激しかったことから、県の数とは200人近く乖離がありましたけれども、200かちょっと数字は忘れましたが、ありましたけれども、その後、この2年間については、大体県の数字どおりいってると。これが今年度、県が今年の1月に示した数字から抜粋したものです。

その下の料率別の国保税総額というのがあります。これは、一番上に現行というのは、昨年、町長提案で引き下げられた現在の料率です。これが医療分、後期分、介護分、それぞれ所得割、均等割、平等割。その一番右の税総額とい

うのは、これは減免とか全くなしに、要するに、この料率で、この上の所得総額から、所得割ならそれで計算して出していくと、平群町の今の場合、5億8,902万8,000円の税収が入ってくると。これはもちろん、一般会計から繰り入れられる7割、5割、2割減免の分も含めてこうなるということです。

改正案というのは、今回、先ほど局長に読んでいただいた、医療分について改定をするということなんで、その医療分について改定するとどういう数字になるかと。バックデータは、当然さっき言った県の数字でいきます。それでいくと、全部入ってくる税収入は5億5,932万5,000円。その下の県標準というのが、今年1月に県が示した、平群町の料率は、これだけあれば、県への納付金も含めて、国保会計としてはやっていますよという数字で計算し直した金額が4億9,944万円、こういうふうになるわけです。これで見るとですね、引下げ額は2,970万3,000円で、これでも県の標準よりも5,988万5,000円、約6,000万円、まだ高いということになります。

その下のモデルケースの税額比較というのは、これは、1.6倍増税したときに、町のほうがモデルケースの3パターンを出した、それに合わせた比較表です。パターン1というのは年金生活者で、65歳以上の夫婦2人世帯。同時に、2人でというか、御主人が年金収入250万、奥さんは全くなしという計算でいくと、これの現行改正案、そして標準で比べた場合。例えば、引下げ額は、これでいくと、今回の引下げが実現したとして、年間1万1,700円の引下げになる。それでも標準税率に比べてですね、そんだけ引き下げてもまだ2万3,000円高いというのは、B引くCですね。それが、パターン2については4人家族で、夫婦、親が介護保険加入者40歳以上、それで事業所得300万、農家の場合の、例えば、事業所得としての300万があった場合こんなだけになると。

裏面の西和7町の国保税の比較、これについては、平群町を含む西和7町の現在の料率を書いています。平群以外全部、相当金額がばらつきはありますけれども、これでは全然分からないので、その下にモデルケース、さっきのモデルケースで西和7町を比較すると、平群町との差額というところ、3パターンとも書いてますが、全て黒三角で平群町よりも高いということになります。

その一番最後の下、これは国保会計決算の推移ということで、2017年から前年度剰余金がどうなったかと。2017年、1億1,445万5,000円の赤字で、その前の赤字も含めてですね、前町長がびっくらこいたというか、びっくりして、1.6倍の値上げをこの年度にしたわけです。そしたら、1年で1億4,436万9,000円、実質単年度収支が黒字になってですね、も

うその年に黒字化されたと。その後、2018年、平成30年からは県の単位化になって、1年目、実質単年度収支だけで言うと3,664万3,000円、2年目のおとしが6,284万3,000円、ほんで昨年、これは見込みと書いてますが、もう既に決算が出てます。ここでは1,903万1,000円になってますが、町長、なぜか知らん、最初の挨拶で、国保会計の実質収支とか単年度収支をおっしゃらなかったけれども、2,941万3,000円なんです。だから、見込みよりも1,000万ちょっと、1,030万ほど増えてます。この結果ね、今平群町の、今年3月31日現在の国保会計の剰余金は幾らかかというと、1億5,882万3,000円なんです。そこで、今回、さっき言いましたように、引下げは約3,000万。今、剰余金が約1億6,000万。3,000万というのは、今年度の黒字が2,941万3,000ですから、今年度の黒字分を引き下げるだけの軽いやつです。だから、さっきも言いましたように、引き下げても、ほかに比べて非常に高いということです。

なぜ今回提案したかということ、実は昨年、引下げのときに、国保の運営協議会で、私の質問に対してですね、去年、三千二、三百万の引下げでしたけど、もっと引き下げられるのではないかという話をしたときに、一気にやると怖いので、徐々にやりたいと。だから、去年の話ですよ、今年度の様子を見て来年度考えたいと、こういう話やった。これは、議事録見てもらったら分かります。国保運営協議会の議事録見てもらったら分かるけど、そういう答弁が理事者側からあった。それなのに、今回全く町のほうから提案がなかった。決算もですね、見込みでも2,000万近くの黒字予測でしたし、今の会計は、前も何回も言ってますように、昔と違って、県単位化になってからは、予算と基本的に決算はそんなに変わりません、大きくは。そういう中でね、今引下げはできると。

それと、もう一つ強調したいのは、よそよりも、特に7町の中では一番低い三郷町の1.2倍ぐらい高いんです。去年引き下げてもですよ。だから、今度下げても、まだそんなに、15%ぐらい高い、三郷町に比べれば。でも、よそ、安堵町とは一緒ぐらいになるんです。よそは今どうしてるかということ、三郷町は来年引き上げることになってます。もう既に5%の引上げを町長は表明してます。なぜかということ、平成36年、今で言うたら令和6年ですね。令和6年度に県が統一料率にすると、国保の料率をね。その料率にしたときには、今の三郷町の国保税だったら相当差があるんで、一気に上げられないから、来年と、その1年飛んで、4年と5年で、間に1回、あそこは2年に1回の改定ですから、引下げ、引上げ。来年度に上げて、次にもう5%上げたら県の標準税率と一緒になるということでやっています。よそも大体その考えで、安堵町は去年も

今年も値上げしてます。でも、平群町は反対なんです。下げていってちょうど県の標準税率になるんです。今回、この金額を下げると、次、同じぐらい下げれば、ちょうど県の統一の標準料率と一緒にになります。ですから、今年下げといて、来年1年もう一度様子見るか来年下げるかは別にして、4年、5年度でその辺の状況を見て、6年度に県の料率に合わしていけばスムーズに行くというふうに思う。

その財源は、さっき言ったように、今1億6,000万ありますから、今年度はこの3,000万円近く引き下げても、大体とんとんでいけます。ということは、来年まだ1億6,000万残ったままなんです。だから、その金を保健事業で何ぼか残していきたいという話を盛んにされてますけども、そういうことを考えても十分に財源はある。そして、現在よそよりも1.1倍から1.2倍も高い。それをちょっとでも下げる、これはもう当然、町としてはね、普通に考えたら、町長が提案すべきなんです。それを、最低限の引下げをとにかく、加入者にとっては相当平群町の料率が高いもんですから、そういう意味合いで今回出してます。

提案理由には過去の経過も含めて書いてますけども、その辺も含めてね、これについてはね、あした、委員会がありますから、そこで町の考えも聞きたいと思えますけどもね、これについてはもう誰も反対しない。誰も、こんなんできへんという数字じゃないんで、そのところはね、もうこれについては全会一致でやりたいと。もしそれが町として、町長としてプライドにかかわると言うのであれば、町長が対案の引下げ案をあしたでも出していただければ、それは一緒に議論すればいいじゃないかというふうに思ってますので、ぜひ議員各位には今の説明を理解していただいて、御賛同いただけますようお願いして趣旨説明といたします。

以上です。

○議長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。山本議員。

○3番

今、提出者の山口議員さんのほうからいろいろと御説明を頂きましたんですが、この発議につきましてはあしたの文教厚生委員会で審査されますので、私が厚生委員長という立場でありますから、今日、一つだけ町長のほうにお伺いしたいことがございます。

先ほど山口議員さんからの説明でも、単年度収支で2,941万円ほどと。そして、2年度末の剰余金は約1億5,882万円ほど出てまいりますということでありましたが、本年3月の予算審査の特別委員会では、国保の健全財政

を維持するために、一定の剰余金も必要であり、税率の改正は考えていないという町当局の御答弁がございましたが、今回の発議での論点となりますのは、約3,000万円の値引きが可能かどうかということになってくると思います。町長は、現段階におきまして、2年度末の剰余金は一定の剰余金に達していない、税率の改正は考えていない、先ほど山口議員さんも言われました対案の引下げ案を出すというような、そういう提案もございましたが、今、町長としてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議 長

町長。

○町 長

山本議員の質問にお答えさせていただきます。

令和2年度におきまして、県の3年度の見直し予定の中、1年間前倒しで税率の引下げを行いましたところであります。また、国民健康保険につきましては、単年度だけで見るとはならず、長期にわたり安定的な運営をしていく必要があります。このことから、今現在、コロナ禍であります。新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中、所得の落ち込みもまた予想されております。また、コロナ禍の中で、医療費の給付費の状況や、今後の高度医療による医療費の伸びが見通せないことや、また経済情勢により所得の落ち込みも予想されます。また、平群町では高齢化率が高く、後期高齢者に該当する人が多いため、被保険者数も減っております。このことから、国民健康保険税の減収も見込まれることなどが予想されます。

また、国では、国保制度の改革に応じまして、激変緩和として約3,400億円の財政の支援が行われておりますが、令和5年度でその措置がなくなるというふうなことも聞いております。このことから、国民健康保険財政に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

過去4年連続で税率の引下げにより、赤字に転落した反省も踏まえ、令和3年度では保険税率の見直しについては考えておりません。ただ、令和3年度中には新型コロナウイルスの感染症や所得状況、医療費の動向など、国保会計にどのような影響を及ぼすのか、また奈良県への納付金の状況などの検証を行い、令和3年度中に、令和4年度に反映できるように、それは見直しを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時10分)